

令和四年第八回定例会（自
令和四年九月九日
至令和四年九月五日）

草津町議会定例会議録

草津町議会

令和四年第八回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和四年第八回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和四年第八回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和四年
第八回定例会
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（九月五日）	
議事日程	三
会議に付した事件	四
出席議員（十一名）	四
欠席議員（なし）	四
説明のため出席した者	四
事務局職員出席者	五
開会及び開議の宣告	六
議事日程の報告	六
会議録署名議員指名	六
会期決定	六
町長行政報告	七
議長議会報告	一三
教育委員会の点検・評価に関する報告	一五

議案第一号く議案第三号の一括上程、説明	一九
議案第一号の質疑、採決	二一
議案第二号の質疑、採決	二二
議案第三号の質疑、採決	二三
議案第四号く議案第十二号の一括上程、説明	二四
報告第一号の報告	三七
議案第十三号く議案第二十一号の一括上程、説明	三九
総括質問	四八
議案第十三号く議案第二十一号の委員会付託	五六
発議第一号の上程、説明、質疑、討論、採決	五七
報告第二号の報告	六九
請願・陳情書上程、委員会付託	七〇
議事予定の決定	七七
散会の宣告	七八

第二号（九月九日）

議事日程	七九
会議に付した事件	八〇
出席議員（十一名）	八〇
欠席議員（なし）	八一

説明のため出席した者	八一
事務局職員出席者	八二
開議の宣告	八三
議事日程の報告	八三
付託議案にかかる委員長報告	八三
議案第四号の質疑、討論、採決	八九
議案第五号〳議案第七号の一括質疑、討論、採決	一〇三
議案第八号〳議案第十号の一括質疑、討論、採決	一〇四
議案第十一号及び議案第十二号の質疑、討論、採決	一〇四
議案第十三号及び議案第十四号の質疑、討論、採決	一〇六
議案第十五号の質疑、討論、採決	一〇七
議案第十六号の質疑、討論、採決	一一一
議案第十七号の質疑、討論、採決	一一九
議案第十八号の質疑、討論、採決	一二〇
議案第十九号の質疑、討論、採決	一二一
議案第二十号の質疑、討論、採決	一二一
議案第二十一号の質疑、討論、採決	一二二
請願及び陳情書にかかる委員長報告	一二三
議員派遣の件	一三五
付託議案外にかかる委員長報告	一三五

一般質問	一三九
四番 安井尚弘君	一三九
二番 有坂太宏君	一四四
閉議及び閉会の宣告	一四九
署名議員	一五一

草津町告示第三十三号

第八回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和四年八月二十六日

草津町長 黒岩 信 忠

記

一、日 時 令和四年九月五日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第 一号 | 草津町監査委員の選任に関する同意について |
| 議案第 二号 | 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について |
| 議案第 三号 | 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議案第 四号 | 令和三年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 五号 | 令和三年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |

議案第	六号	令和三年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	七号	令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	八号	令和三年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	九号	令和三年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	十号	令和三年度草津町水道事業会計決算認定について
議案第	十一号	令和三年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について
議案第	十二号	令和三年度草津町千客万来事業会計決算認定について
議案第	十三号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	十四号	草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	十五号	草津温泉熱乃湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	十六号	令和四年度草津町一般会計補正予算（第六次）
議案第	十七号	令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）
議案第	十八号	令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）
議案第	十九号	令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）
議案第	二十号	令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第四次）
議案第	第二十一号	建設工事事業委託に関する協定の締結について
報告第	一号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について
報告第	二号	第三セクター等の会社にかかる決算報告について
発議第	一号	草津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

第一日
九月五日
(月曜日)

本
会
議

令和四年第八回草津町議会議定例会議事日程（第一号）

令和四年九月五日（月曜日）午前十時開会

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第一 | 開 議 |
| 第二 | 議事日程の報告 |
| 第三 | 会議録署名議員指名 |
| 第四 | 会期決定 |
| 第五 | 町長行政報告 |
| 第六 | 議長議会報告 |
| 第七 | 教育委員会の点検・評価に関する報告 |
| 第八 | 議案上程 |
| | 議案第一号から議案第三号まで |
| 第九 | 議案第一号から議案第三号 質疑・討論・採決 |
| 第十 | 議案上程 |
| | 議案第四号から議案第十二号まで |
| | 決算審査報告 |
| | 報告第一号・監査報告 |
| | 議案第十三号から議案第二十一号まで |
| 第十一 | 総括質問（決算議案にかかる） |

- 第十二 議案第十三号から議案第二十一号 委員会付託（別紙付託案）
- 第十三 発議第一号上程 質疑・討論・採決
- 第十四 報告第二号
- 第十五 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第十六 議事予定の決定（別紙案）
- 第十七 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（十一名）

一 番	安 齋	二 番	有 坂
三 番	市 川	四 番	安 井
五 番	小 林	六 番	金 丸
七 番	中 澤	八 番	湯 本
九 番	中 澤	十 番	宮 崎
十二番	宮 崎	十一番	宮 崎
欠席議員（なし）		公 雄	
		君	

説明のため出席した者

町	教	税	企	住	健	土	会	こ	総	総	総
長	育	務	画	民	康	木	計	ども	務	務	務
黒	長	課	創	課	推	課	管	み	課	課	課
岩	黒	長	造	長	進	長	理	らい	主	長	主
信	富	黒	課	堀	和	川	者	課	事	補	事
忠	澤	岩	長	田	田	島	一	長	田	佐	田
君	勝	一	田	高	和	和	場	高	中	宮	宮
	一	弘	中	史	修	武	礼	井	芙	崎	崎
	君	君	浩	君	君	君	子	洋	由	直	直
			君				君	一	美	也	也
							君	君	君	君	君
副	総	税	観	福	生	上	温	ベ	企		
町	務	務	光	祉	活	下	泉	ル	画		
長	課	課	課	課	環	水	課	ツ	創		
福	長	付	長	長	境	道	長	こ	造		
田	石	熊	宮	中	宮	中	関	ども	課		
隆	坂	川	崎	沢	崎	澤	爪	園	係		
次	恒	一	健	一	雄	好	保	長	長		
君	久	記	司	夫	一	一	君	大	大		
	君	君	君	君	君	君	君	坪	坪		
								真	真		
								理	理		
								子	子		
								君	君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 萩 原 健 司

議 会 書 記 新 田 美 幸

開 会 午前十時

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） 皆さんおはようございます。定刻となりました。ただいまから令和四年第八回草津町議会定例会を開会いたします。

大変失礼いたしますが、ちょっと声が通らないといけなのでマスクは外させていただきます。よろしくお願いします。

では、座ったままで失礼いたします。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

四番、安井尚弘議員、十一番、宮崎公雄議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りいたします。会期については、八月二十四日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から十二日までの八日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より十二日までの八日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告をお願いします。

町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、前回の令和四年六月六日開催の第六回定例議会から本日までの行政報告を行います。

一、六月十五日、群馬県知事戦略部長と未来創造室長が来庁し、今後、群馬県が草津町を会場に開催予定しているフォーラム事業に関しての説明を受けました。

次に、六月十七日、株式会社草津観光公社の定時総会が行われ、出席をいたしました。

次に、六月二十日、草津温泉観光協会の令和四年度定時社員総会が開催され、挨拶をいたしました。

次に、六月二十二日、長野県竜王マウンテンリゾートと志賀高原蓮池スキー場において、夏のスキー場営業の状況や昨年 신설されたゴンドラの視察を行ってまいりました。

次に、六月二十三日に、群馬県国保連合会の職員が来庁し、町長室にて群馬県全体の監査を行いました。

次に、六月二十四日、中之条町役場において、吾妻郡町村会定例会、広域理事会及び広域議会が開催され、出席をいたしました。

続きまして、草津町としては、高校生の就学補助など、子育て施策に関して手厚い手だてを行っているところであり、ありますが、今回、十八歳までの福祉医療費の拡充について積極的に推し進めてまいりました。このことから、吾妻郡町村会

の会議の中で福祉医療費支給に関し、現行の十五歳までの無償に関する給付要件を十八歳までに拡大することについて審議がなされ、当然、私もそのつもりでおりましたので、各町村長からも意見が出されましたが、これを吾妻郡全体で決定することといたしましたので、お知らせをいたします。今後、令和五年四月より実施する方向で準備を進めてまいりますので、次期議会においてはシステム改良等の経費を計上させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、六月二十七日、西吾妻福祉病院管理運営協議会及び臨時議会が長野原町役場で開催され、出席をいたしました。次に、六月二十九日、時事通信社が来庁し、着任の挨拶を受けました。

次に、七月一日、長野県山ノ内町長が表敬訪問として来庁され、近況に関する懇談と情報交換を行いました。

次に、七月二十日、草津温泉感謝祭第七十六代女神に榎並里彩子さんが選ばれ、報道各社にお越しをいただき、役場応接室にて認証式を行いました。

次に、七月五日、草津温泉旅館協同組合の会議室において、湯の華会が主催する湯の華塾における講演会において、おかみ二十一名の参加を受けた中で、私から町づくりに対する講演を一時間ほど行いました。

次に、七月五日、ウクライナ避難民の女性九名が草津町を訪れ、湯の華会の勉強会への参加や町内の旅館や施設の見学を行いました。町長として「町民一丸となってウクライナを支援する」とエールを送りました。

次に、七月六日、旅行エージェント及びマスメディア関係者など二十一社、四十三人をお招きし、草津温泉観光プロモーションが開催されました。「時代の積層と共に歩む」と題したテーマで一時間講演を行い、参加された多くの旅行エージェント及びメディアの方々より高い評価をいただきました。また、当日は、温泉門の予定地や天狗山や湯畑、裏草津の現地視察も併せて行い、顔湯や手洗乃湯を直接体験される参加者も多く、効果のあるプロモーションが実施できたと認識しております。

次に、七月七日、令和四年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会がオンライン会議により開催され、議長と共に応接室にて参加をいたしました。協議会を構成する全国の十二市町と、ハンセン病療養所に関する意見交換を行いました。

次に、七月七日、第七十二回社会を明るくする運動・広報パレードの関係で、草津町の保護司会長と更生保護女性会長が来庁され、町長室においてメッセーじの伝達を受けました。

続いて、原水爆禁止国民平和大行進が七月八日に草津町を訪れました。

七月十一日、東吾妻町コンベンションホールにて、「森林資源を活かしたまちづくり」をテーマとして群馬県知事と郡内町村長によるディスカッションを行ってまいりました。当日は、約三百名の郡内の関係者の参加を受けた中で、草津町の景観保護や景色づくりを中心とした施策の取組を発表してまいりました。

次に、七月十三日、群馬県庁において群馬県・市町村防災トップセミナーが開かれ、私のほうが都合つかず、副町長が出席し、防災研修を受けました。

七月十四日、メディア関係者でつくる八社会のメンバー九名をお招きし、誘客のためのプレゼンテーション及び意見交換を行いました。

次に、七月十五日、新たに着任した中之条税務署長が来庁し、挨拶を受けました。

次に、七月十六日、草津温泉スキー場の天狗山山頂に新設した巨大ブランコ「Sky Swing」の営業開始に伴うイベントを株式会社草津観光公社が開催し、参加をしてまいりました。グリーンシーズンの集客増を目指す中、現在、好調な稼働状況であり、九月中の一か月を町民の方を対象に無料乗車体験ができるようにしております。

次に、七月十九日、志賀高原蓮池スキー場に設置してあるパルスゴンドラの視察を、草津町議会議員の皆様と一緒に行ってまいりました。各議員からの視察を踏まえた上での感想や意見については、七月二十六日に開催された臨時会においてお聞かせをいただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な影響を受ける中、特に物価高騰の影響が著しい状況にあることから、町民生活の支援を行うこととし、町内経済の活性化を図る目的として、全町民の皆様を対象として草津町生活支援商品券事業を実施いたしました。つまり一万円で二万円の券が買えるというものでありますが、八月三十一日現在で四千九百三十九人、

購入率は八一・三％となっております。

次に、七月二十日、リクルートの意見交換会がホテルヴィレッジで開催され、出席し挨拶をしてまいりました。

次に、七月二十一日、東京都大田区議会の健康福祉委員の九名の委員が視察で来庁し、金丸民教土木常任委員長と共に対応しました。

次に、四回目となる新型コロナウイルスワクチン接種事業について、草津町としては七月二十一日より草津町保健センターにおいて集団接種会場を設置しています。今後も医療関係機関のご協力をいただき、職員総動員で万全の体制を整えて取り組んでまいります。四回目の接種につきましては、六十歳以上の方と、十八歳から五十九歳の基礎疾患をお持ちの方、また医療従事者及び高齢者施設従事者等の方を中心に開始され、八月三十一日現在で一千八百八十八の方が接種されております。引き続き、九月以降も継続して実施をしてまいります。

関連して、新型インフルエンザの予防接種につきましても、町民の感染予防と生活支援の対策として、十八歳までは全額無料、十九歳以上の方には費用助成を行っていく形で、町民のために変更してまいりたいと思っております。

次に、七月二十二日、群馬県知事と町村長との意見交換会が前橋市の市町村会館で行われ、草津町としては火山防災を含めた防災対策や脱炭素関係について意見を交換してまいりました。

七月二十六日、群馬県町村会が来庁し、町長室において監査委員として令和三年度決算の監査を行いました。

七月二十七日、JR高崎支社長が来庁され、吾妻線を中心とする駅別乗車人員やJRの経営状況等における情報データの説明を支社長から受けました。

次に、七月二十七日、非核平和行進団自治体要請団が草津町を訪問され、役場町民ホールにて激励の挨拶が行われました。次に、八月一日、国交省が提唱する「水の日」の普及啓発活動の一環として、草津町も参加し、今年は西の河原公園において、日没から深夜零時までの間、水を連想させるブルーライトアップを実施し、水の大切さに関する普及啓発を行いました。

次に、八月一日、草津温泉感謝祭について、本年も主なイベントは新型コロナウイルス感染症防止のため中止されておりましたが、湯善神参拝等の神事が実施され、出席をしてまいりました。

次に、観光立町である草津町として、国や県、他の自治体に先駆けて新型コロナウイルス対策事業の新たな対策として、町が備蓄している抗原検査キット五百本を、八月一日に旅館協同組合を通じて宿泊事業所に配布をいたしました。

関連して、国と同様、有症者への抗原検査キットの配布については、吾妻郡医師会から依頼された分については、町として実施をしてまいります。

次に、八月五日、東工大の三名の火山学者の先生がお見えになり、町長室にて白根山の状況について説明を受けました。現在の白根山の活動は、比較的安定しているものの、活発化を示すデータもあり、注意を要するとの説明がありました。

次に、八月六日、旧成人式となる「草津町二十歳のつどい」を草津音楽の森コンサートホールで行いました。新型コロナウイルス感染症対策を講じての挙行となりましたが、今年度二十歳になる三十三名が出席し、約四十名の来賓の方々にお越しいただき、町長としてその中でお祝いの式辞を述べてまいりました。

次に、八月八日、令和四年度第二回吾妻郡スポーツ協会理事会が草津町役場会議室で行われ、吾妻郡民スポーツ大会の当番町村長として挨拶を述べました。九月二十五日に、草津中学校校庭を会場に、総合開閉会式及び陸上競技等が行われる予定となっております。

次に、八月九日、宮城県蔵王町の町長が来庁し、町長室にて、今年の十月に蔵王町で開催予定の火山砂防フォーラムの案内を受けました。

次に、八月九日、兵庫県よりベルツ賞事務局のコーディネーターが来庁し、十二月に東京都のドイツ大使公邸で開催の第五十九回ベルツ賞贈呈式の案内を町長室にて受けました。

次に、八月十二日、台風十八号の接近に備え警戒準備室を設置して、各課に対応準備を指示いたしました。また、七月から八月にかけての大雨に関する警戒態勢についても同様の措置を行いました。八月四日の雨量は、草津町の一時間当たりの

降水量として、観測史上最大の五十三・五ミリとなりましたが、幸いなことに、いずれも大きな災害にはなりませんでしたが、今後も危機体制を強化してまいりたいと思っております。

次に、第四十二回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバルが、八月十七日から三十日までの十四日間にわたり開催されました。昨年度は、国内の著名な演奏家をお招きしての開催でしたが、本年は海外からマスタークラスの先生方を招聘することができ、アカデミーとしても再開することができました。新型コロナウイルス感染症対策を講じた中、入場者は四千五百五十八人となり、盛況のうちに終了することができました。

次に、八月十九日、片品村にある丸沼高原スキー場に、夏期営業の実態調査のため企画創造課職員と共に視察を行ってまいりまして、本当に驚きのにぎわいのスキー場でありました。大いに草津町も学ぶべきところがあると思います。これらを研究しながら、さらに天狗山エリアについて整備をしてみたいと思っております。

次に、八月二十五日、役場大会議室において、「草津温泉再生の軌跡」をテーマに國學院大學まちづくり学部の子生二十人に向けて講演をほぼ一時間ほど行い、三十分の質疑応答がありました。

次に、八月二十五日、シブヤテレビジョンの社長が来庁され、メディア観光と行政に係る懇談を行いました。このシブヤテレビジョンというのは、草津町がライブカメラを稼働させておりますけれども、この会社に技術指導をいただきながら、今、ライブ配信を行っているもので、大変レベルの高い会社であります。会社そのものはとても大きく大きな会社であると認識をいたしました。

次に、八月二十六日、気象庁へ出向き、白根火山防災についての協議を行ってまいりました。特に、警戒レベルの引上げ基準に関する火山性地震の回数件などについて見直しの要望をしてみいました。火山地震部長が、私が行くということ等で待っていていただきまして、お会いしたら、過去にいろいろな形の中で課長時代に親しくもお付き合いをさせていただき、町長室でもう大分長い時間懇談した記憶がありますが、その方が部長に昇格をしておりました。部長のほうも本当に親しく、いろいろな意味のこと、火山防災についての話もなされたわけでございますが、いずれにいたしましても、草津町は一番が

サイエンス、二番が法令を遵守する、そして三番がビジネスと、この姿勢は私は変わることはありません。その中でどうやって火山と共生をしていくかを考えていかなければならないと思っております。

次に、今年度の「一人暮らし高齢者配食事業」につきましては、七十歳以上の独り暮らしの高齢者から申込みを受け、第二回お弁当の宅配サービスを行う事業であり、高齢者の安否確認も兼ねて実施しております。八月三十日現在、お申込みをいただいている方は二百三十名、五月からの実施以来、延べ一千八百食の配食を実施しているものでございまして、これは議会で安井議員のほうから提案があったわけですが、何人もの方に行き会いましたら、大変、町長ありがたい話でというお礼の言葉をいただきました。予算とにらみ合いでありますけれども、今後も続けてまいりたいと考えております。次に、九月一日、防災の日に合わせて三年ぶりに草津町消防団のソフトボール大会が本白根第二グラウンドにおいて実施され、開会式にて激励の挨拶をしてまいりました。

以上、行政報告であります。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、町長の行政報告を終了いたします。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、私から議会関係の報告をいたします。お断りしますが、皆さん方もご存じのように、七

月二十四日までは、前議長が対応したということでございますので、よろしくお願いいたします。

六月十三日、草津中学校において、GIGAスクール事業に伴う授業を議員全員で視察いたしました。

続きまして、六月十五日、光泉寺五重塔建設に伴い、内覧を議員各位で視察いたしました。

六月十七日、草津町社会福祉協議会評議員会が草津町総合保健福祉センターで開催され、中澤副議長、宮崎公雄議員が出席をいたしました。

六月二十二日、新議員研修会が前橋市群馬県市町村会館で開催され、安齋努議員が出席をいたしました。

六月二十四日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第一回臨時会が中之条町役場で開催され、中澤副議長と出席をいたしました。

同じく二十四日、吾妻郡林業振興協会総会が中之条町役場で開催され、出席をいたしました。

六月二十七日、令和四年第二回西吾妻福祉病院管理運営協議会が長野原町役場で開催され、中澤副議長と金丸民教土木委員長が出席をいたしました。

七月六日、草津温泉観光プロモーションがホテル高松で開催され、出席をいたしました。

七月七日、吾妻環境施設組合決算審査が東吾妻町役場で行われ、出席をいたしました。

同じく七日、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会、意見交換会がオンライン会議により開催され、町長と共に応接室にて参加をいたしました。

七月八日、原水爆禁止国民平和実行団が訪問され、対応をいたしました。

七月十一日、群馬県未来構想フォーラムが東吾妻町コンベンションホールにて開催され、中澤副議長が出席をいたしました。

七月十四日、八社会がホテルヴィレッジにおいて開催され、中澤副議長、湯本総務観光常任委員長が出席をいたしました。

七月十八日、白根神社例大祭が白根神社本殿において開催され、中澤副議長が出席をいたしました。

七月十九日、志賀高原蓮池スキー場のパルスゴンドラ及び竜王スキー場を町長と議員各位において視察をしてまいりました。

七月二十一日、東京都大田区議会が行政視察に来庁され、町長と共に金丸民教土木常任委員長が対応をいたしました。

七月二十二日、光泉寺五重塔建設に伴う立柱式が行われ、中澤副議長が出席をいたしました。

七月二十七日、非核平和行進自治体要請団が訪問され、町長と共に対応をいたしました。

八月一日、草津温泉感謝祭に伴う湯善神参拝の神事が実施され、出席をいたしました。

八月六日、草津町「二十歳のつどい」が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、出席をいたしました。

八月九日、吾妻衛生施設組合決算審査が嬭恋村役場で行われ、中澤副議長が出席をいたしました。

八月十七日、第四十二回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティヴァルの開校式が天狗山レストハウスで開催され、出席をいたしました。

八月二十五日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第二回定例会が中之条町役場で開催され、中澤副議長と出席をいたしました。

同じく二十五日、吾妻環境施設組合議会第二回定例会及び吾妻郡議長会定例総会が中之条町役場で開催され、出席をいたしました。

以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

◎教育委員会の点検・評価に関する報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、教育委員会の点検・評価に関する報告をお願いします。

教育長、お願いします。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、令和三年度事業を対象とした教育委員会の点検・評価に関する報告をさせていただきます。

報告書表紙を一枚おめくりいただきますと、目次がございます。

初めに、点検・評価の実施趣旨ですが、右ページ上段をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定によりまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないという規

定がございまして、本日、ご報告をさせていただくものです。

二ページをご覧ください。

教育委員会制度の概要及び意義について記載がございます。

続く三ページには、草津町教育委員会の組織構成についての記載がございます。

三ページ下段から六ページにつきましては、令和三年度における草津町教育行政方針の記載がございます。

六ページ下段をご覧ください。

草津町総合教育会議の開催状況についての記載がございます。

七ページから十二ページにつきましては、令和三年度の草津町教育委員会における定例会、臨時会及びその他の会議の開催状況を記載しております。ここまでの詳細につきましては、説明を省かせていただきます。

十二ページ下段をご覧ください。

ここからは草津町教育委員会の所管に属する主要事業の点検・評価をご報告申し上げます。

令和三年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、草津町教育行政においても、学校の臨時閉鎖や施設の閉鎖、イベントの中止など過去にない事例が続き、年度当初に予定していた年次計画とは大きく異なる一年となりました。この間における主な教育委員会の対応などについて、次のとおりご報告申し上げます。

一、新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、草津小学校及び草津中学校では、学年・学級閉鎖、社会教育施設や社会体育施設についても閉鎖・閉鎖を余儀なくされました。多くの人が集まる行事の関係については、いわゆる三密の状態を避けるため、ほとんどのイベントについて中止となり、小・中学校の卒業式・入学式などの行事は、規模を縮減して開催、成人式などの行事は、延期するなどの対応を図らせていただきました。草津町教育関係機関においては、学校・園での集団感染を未然に防ぐため、町が保有する抗原検査キットを活用させていただき、検査を実施してまいりました。

十三ページをご覧ください。

令和三年度の草津町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策の主なものについては、下表のとおりでございます。

十四ページをおめくりいただきたいと思います。

GIGAスクール構想事業につきまして、児童・生徒一人一台ずつの学習用端末の導入を令和二年度に実施いたしましたわけですが、令和三年度においては、家庭にWi-Fi環境等のない家庭においても対応可能な通信機器の整備を行い、GIGAスクール構想における事業整備を行いました。事業費につきましては、この下の表のとおりでございます。

次に、町長施策との連携による子育て支援の重点化事業ですが、本報告書の三ページに、草津町教育行政方針中の二、草津町教育行政方針、令和三年度主要事業に示したとおり、町長施策による教育分野における子育て支援、令和三年度事業を実施いたしました。

まず、①学校施設、社会教育・体育施設における安全対策推進ですが、学校施設関係につきましては、小学校安全管理対策事業六百九十四万四千円、中学校安全管理対策事業五百十五万六千円、合計一千二百十万円を実施いたしました。社会教育体育施設関係につきましては、総合体育館非常用自家発電設備設置工事四百八十四万円、町民屋内プールろ過ポンプ整備工事六十七万一千円と、計五百五十一万一千円の工事を実施いたしました。このほか、公民館や温泉図書館などの社会教育施設、体育館や町民プールなどの社会体育施設においても、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、消毒用資機材の購入をいたしました。

②学校給食等の完全無料化につきましては、平成二十九年度より学校給食費の完全無料化を実施しており、令和三年度においても継続実施いたしました。給食代替保護者支援事業につきましては、小・中学校の休校期間中においても、保護者の方々の負担を考慮し、一人一日当たり五百円の学校給食代替支援事業を行いました。

③学童保育の児童室事業の拡充につきましては、放課後児童の健全育成事業として、長期休業期間中、土曜日及び祝日においても開設し、対象学年を四学年までに拡充をして運営を行いました。なお、おやつ代につきましても、全額公費負担を

行っております。

④高校生等の就学支援の拡充につきまして、草津町独自の手厚い子育て支援の施策として、平成二十七年度から実施しており、令和三年度についても、一人当たり年額四万円の助成を実施しております。

⑤中学生学生服購入負担事業の継続につきまして、令和三年度におきましても、保護者負担軽減のため購入費二分の一補助を継続実施しております。

⑥幼児教育の推進強化につきましては、橋渡しビジョン一、英語教育推進プランでは、英語指導助手ALTを活用し、ベルツこども園における幼児教育に英語レスンプランを取り入れ、幼児教育から中学生までの横断的な英語教育を推進しております。橋渡しビジョン二、幼児教育推進プランでは、保育教諭等の資質向上のため、国庫補助事業を活用し、保育士、保育教諭及び教育委員会における支援員を含めて、教育の質の向上対策研修会を実施いたしました。橋渡しビジョン三、読書推進プランでは、ベルツこども園において町立温泉図書館の図書司書が主体となって、園児向けの絵本などの整備充実を図り、併せて小・中学校の図書整備を強化し、横断的かつ接続性のある読書推進事業を行いました。

これ以降ですが、教育委員会の所管に属する主要事業の点検・評価、まずは学校教育につきましては、七つの重点項目実施報告、この内容を十六ページから十九ページにわたりまして、①から⑦それぞれの事業を展開しております。

二十ページをおめくりいただきたいと思ひます。

こちらでは、教育委員会の所管に属する主要事業の点検・評価、社会教育の分につきまして、令和三年度七つの重点項目、これが続きます二十一ページまで①から⑦の事業を展開してございます。

以上、令和三年度を対象といたします教育委員会の点検・評価に関する報告書に係る概要説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） どうもご苦勞さまでした。

◎議案第一号、議案第三号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案の上程をいたします。

お諮りします。初めに、議案第一号から議案第三号までの人事案件について一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君）　異議なしと認めます。

よつて、議案第一号から議案第三号までについて一括上程することと決定いたしました。

それでは、議案に係る説明を願います。

議案第一号、総務課長。

〔総務課長　石坂恒久君　登壇〕

○総務課長（石坂恒久君）　それでは、議案第一号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号　草津町監査委員の選任に関する同意について。

草津町監査委員一名が任期満了につき、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六條第一項の規定により議会の同意を求める。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町監査委員につきましては、二名の方に就任をしていただいておりますが、うち一名が任期満了を迎えたことから、選任に関する同意をお願いするものでございます。

選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案をいただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　議案第二号について、総務課長。

〔総務課長　石坂恒久君　登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二号について説明を申し上げます。

議案第二号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について。

草津町固定資産評価審査委員会委員一名が任期満了につき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十三条第三項の規定に基づき、次のとおり選任しようとするものであり、議会の同意を求める。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町固定資産評価審査委員会委員につきましては、三名の方に就任をしていただいております。うち一名が任期満了を迎えることから、選任に関する同意をお願いするものでございます。

同様に、選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、そのまま議案第三号、総務課長、お願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第三号について申し上げます。

議案第三号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて。

草津町教育委員のうち一名が令和四年九月三十日をもって任期満了となるため、次の者を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第二項の規定により議会の同意を求める。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

教育委員につきましては、四名の方に就任をしていただいておりますが、うち一名が任期満了を迎えることから、任命に

関する同意をお諮りするものでございます。

同様に、町長より提案をいただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明は終わりました。

お諮りします。議案第一号から議案第三号までは人事案件となりますので、直ちに審議したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第一号から議案第三号については、本日審議することに決定をいたしました。

◎議案第一号の質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 議案第一号 草津町監査委員の選任に関する同意について、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 草津町監査委員の選任に関する同意について。

同意を受けようとする者、住所、草津町大字前口二百五十番地の二、氏名、浅香勝氏であります。選任いただければ三期目ということでございます。

よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決をしたいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号 草津町監査委員の選任に関する同意については、ただいま町長から提案のありました浅香勝氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、浅香勝氏に同意することに決定をいたしました。

◎議案第二号の質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、町長から氏名について提案をお願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 議案第二号について。

選任しようとする者、住所、草津町大字草津二百八十番地の十八、氏名、宮崎潤氏でございます。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意については、ただいま町長から提案のあった宮崎潤氏に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、宮崎潤氏に同意することに決定をいたしました。

◎議案第三号の質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第三号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて、町長から氏名について提案をお願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 議案第三号 草津町教育委員の任命について。

任命しようとする委員、住所、草津町大字草津六百六番地の一、氏名、小林美穂さんです。
よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長からの氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のあった小林美穂氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、小林美穂氏に同意することに決定をいたしました。
暫時休憩といたします。

休 憩 午前十時四十三分

再 開 午前十一時

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第四号、議案第十二号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第四号から議案第十二号までの決算議案につきましては、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第四号から議案第十二号までについて一括上程することに決定をいたしました。

議案に係る説明をお願いします。

議案第四号から順次願います。

議案第四号、会計管理者。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） それでは、議案の朗読と説明をさせていただきます。

まず、お手元の令和三年度決算書及び意見書と記載のあるバインダー資料の中をご覧ください。

最初に、決算意見書がつづられております。それをまとめておめくりいただきますと、令和三年度一般会計決算書の表紙がございます。さらに一枚おめくりいただきますと、議案第四号となっております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第四号 令和三年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度草津町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額六十一億七千九百五十万四百五十九円、歳出決算額六十億七百三十九万七千六百十三円、歳入歳出差引残額一億七千二百十万三千二百九十六円、内一、地方自治法施行令第四百四十六条による繰越明許費の財源繰越し六千三百七十九万八千円、内二、地方財政法第七条第一項による基金積立金六千万円、内三、翌年度繰越額四千八百三十万五千二百九十六円となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） そのまま順次、十二号まで続けてください。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 青い表紙の令和三年度国民健康保険特別会計決算書をご覧ください。

一枚おめくりいただきまして、議案第五号となっております。

令和三年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額七億三千四百四万一千八百二十六円、歳出決算額七億二千四百四万四千八百七十六円、歳入歳出差引残額一千三百九万六千九百五十円、内一、地方財政法第七条第一項による基金積立額六百六十万円、内二、翌年度繰越額六百四十九万六千九百五十円となっております。

よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、ピンクの表紙になります。介護保険特別会計決算書です。

一枚おめくりをいただきまして、議案第六号 令和三年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額五億八千六百二十六万七千九百八十五円、歳出決算額五億六千八百二十六万八千九百八十円、歳入歳出差引残額一千七百九十九万九千五百円となっております。同額を翌年度に繰越しをしたいと思いますのでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、紫の表紙になります。後期高齢者医療特別会計決算書です。

議案第七号 令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額一億二千百八十二万四千百四円、歳出決算額一億一千五百十万一千五百十三円、歳入歳出差引残額六百七十二万三千五百一十円になります。この会計につきましても、同額を翌年度に繰越しをしたいと思いますのでございます。

よろしくお願いいたします。

グレーの表紙、公共下水道事業特別会計決算書になります。

議案第八号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額十三億三千五百六十八万七千二百六十四円、歳出決算額十一億六千六百七十六万五千四百三十円、歳入歳出差引残額一億六千八百九十二万一千八百三十四円、内一、地方自治法施行令第四百六十六条による繰越明許費の財源繰越し二百三万五千円、内二、地方自治法施行令第五百五十条による事故繰越の財源繰越し三千七百三十五万円、内三、翌年度繰越額一億二千九百五十三万六千八百三十四円でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、オレンジの表紙になります。前口簡易水道事業特別会計の決算書です。

議案第九号 令和三年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額五百四十一万七千六百七十二円、歳出決算額四百十二万五千四百四十三円、歳入歳出差引残額百二十九万二千二百二十九円、この会計につきましても、同額を翌年度に繰越しをしたいと思いますのでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、企業会計になります。

黄緑色の表紙になります。令和三年度水道事業会計決算書、水道事業会計となります。

一枚おめくりをいただきまして、議案第十号 令和三年度草津町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、令和三年度草津町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、目次がございます。さらに一枚おめくりをいただきまして一ページ、令和三年度草津町水道事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

(一) 収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第一款水道事業収益、予算額二億二千六百四十一万五千円、決算額二億二千九十四万九千十八円、予算額に比べ決算額の増減、五百四十六万五千九百八十二円の減であり、内訳といたしましては、第一項営業収益、第二項営業外収益となっております。

続きまして、支出ですが、第一款水道事業費用、予算額一億九千六百七十九万二千円、決算額一億七千五百四十一万七千三百五十円、不用額二千百三十七万四千九百六十五円、留保資金を除く決算額は一億八百六十二万七千四百五十八円であります。

内訳といたしましては、第一項営業費用、第二項営業外費用となっております。

一枚おめくりをいただきまして、二ページの資本的収入及び支出になります。

初めに、収入ですが、第一款資本的収入、予算額二百八万円、決算額二百七万九千六百円、予算額に比べ決算額の増減は四百円の減となっております。

内訳といたしましては、第一項給水分担金、第三項長期貸付金返還金となっております。

続きまして、支出ですが、第一款資本的支出、予算額一億一千二百八十四万五千円、決算額九千二百三十三万四千九百九十円、不用額二千五十一万十円となっております。

内訳といたしましては、第一項建設改良費となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額九千二十五万五千三百九十円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百二十四万六千九百九十円及び当年度分損益勘定留保資金八千二百万九千二百円で補填をいたしております。

棚卸資本購入限度額の執行は九百二十三万八千九百七十二円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税は八十三万九千九百五十円でした。

このことから、本会計の当年度純利益は三千六百四十三万三千四百五十一円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度末処分利益剰余金は二億五千七百九万七千八百十円であり、五ページのとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては六ページに添付されておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。
続きまして、水色の表紙となります。令和三年度温泉水供給事業会計決算書です。

議案第十一号 令和三年度草津町温泉水供給事業会計決算認定について。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、令和三年度草津町温泉水供給事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、目次がございます。さらに一枚おめくりをいただきまして、一ページ、令和三年度草津町温泉水供給事業会計決算報告書にて説明をさせていただきます。

(一) 収益的収入及び支出で、まず収入になります。第一款温泉水供給事業収益、予算額四億六千五百二十三万八千円、決算額四億七千四百七十八万九千五百十二円、予算額に比べ決算額の増減九百五十五万一千五百十二円であり、内訳といた

しましては、第一項営業収益、第二項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第一款温泉温水供給事業費用、予算額四億五千七十七万円、決算額四億一千三百一万三千四百八十円、不用額三千七百十五万六千五百二十円、留保資金を除く決算額は二億五千二百七十九万三千七百十七円でございます。

内訳といたしましては、第一項営業費用、第二項営業外費用、第三項特別損失となっております。

一枚おめくりをいただきまして、二ページの資本的収入及び支出になります。

(二) 資本的収入及び支出、初めに、収入でございます。第一款資本的収入、予算額一億三千三百九十七万円、決算額一億三千三百九十七万円でございます。

内訳といたしましては、第一項給湯分担金、第三項長期貸付金償還金となっております。

続きまして、支出ですが、第一款資本的支出、予算額二億三千百九十四万一千円、決算額一億八千八百九十二万三千七百四十円、不用額四千三百一万七千二百六十円となっております。

内訳といたしましては、第一項建設改良費であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額五千四百九十五万三千七百四十円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額五百二十七万八百四十円及び過年度分損益勘定留保資金四千九百六十八万二千九百円で補填をいたしました。

棚卸資産購入限度額の執行は一千四百六十二万三千百九十二円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税は百三十二万九千三百七十九円でした。

このことから、本会計の当年度純利益は五千五百十七万五千八百十三円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして当年度未処分利益剰余金は八億七千二百九十一万一千八百七十八円であり、五ページのとおり翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、六ページに添付されております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、黄色の表紙になります。令和三年度千客万来事業会計決算書でございます。

議案第十二号 令和三年度草津町千客万来事業会計決算認定について。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、令和三年度草津町千客万来事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、目次がございます。さらに一枚おめくりをいただきまして、一ページ、令和三年度草津町千客万来事業決算報告書にてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第一款千客万来事業収益、予算額二億六千四百七十九万八千円、決算額二億六千四百七十九万九千二百二十円、予算額に比べ決算額の増減は一千二十二円であり、内訳といたしましては、第一項営業収益、第二項営業外収益となっております。

続きまして、支出ですが、第一款千客万来事業費用、予算額二億二百八十五万円、決算額一億九千八百六十四万二千三百二十五円、不用額四百二十万七千六百七十五円、留保資金を除く決算額は七千九十八万五千七百二十円でございます。

内訳といたしましては、第一項営業費用、第二項営業外費用となっております。

一枚おめくりいただきまして、二ページの資本的収入及び支出になります。初めに、収入ですが、第一款資本的収入、予算額六百万二千円、決算額六百万円、予算額に比べ決算額の増減は二千円の減であり、内訳としましては、第三項長期貸付金返還金となっております。

続きまして、支出ですが、第一款資本的支出、予算額五千四百六十二万七千円、決算額五千三百二万一千円、不用額百六十万六千円となっております。

内訳といたしましては、第一項建設改良費、第二項企業債償還金、第三項他会計長期借入金償還金でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額四千七百二万一千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

このことから、本会計の当年度純利益は六千五百二十八万五千六百九十七円となり、前年度繰越欠損金を加えた当年度未処分欠損金は十四億九千八百二十七万二千四百八十円であり、この未処理欠損金を五ページのとおりに翌年度の繰越欠損金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、六ページに添付してございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） どうもご苦労さまでした。

ただいま議案第四号から十二号までの説明が終わりました。

議案第四号から議案第十二号までについては決算議案であります。

ここで、浅香代表監査委員に決算審査報告をお願いいたします。

浅香代表監査委員。

〔代表監査委員 浅香 勝君 登壇〕

○代表監査委員（浅香 勝君） それでは、令和三年度の決算に伴う監査報告を申し上げます。

草津町監査基準の基づき令和三年度草津町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。なお、意見書については、前もって皆様のお手元に配付されておりますので、要点の説明にて報告に代えさせていただきますと思います。

審査の対象ですが、地方自治法に基づく一般会計及び特別会計五会計並びに地方公営企業法の財務を適用する企業会計三会計の合計九会計であります。

審査の期間は、令和四年八月二日から八月五日までであり、審査の手続、結果については二ページ、また決算規模、決算収支につきましては三ページから四ページをご覧いただきたいと思います。予算の執行状況については五ページ、六ページをご覧いただきたいと思います。

草津町の九会計の根幹をなす一般会計における収支状況については、歳入面で前年度と比較して町税が若干減少傾向となっており。歳出については、コロナ禍における町民へのワクチン接種など、感染拡大防止対策に重点を置きつつ、全体的に節約が図られており、結果として前年度対比で〇・四ポイントの減少となっております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により企業利益の減収等、まだまだ厳しい状況が続くことが予想されますが、今後の推移を見守りたいと思います。続いて、財政の構造については、歳入の構成は七ページ、また歳出の構成については八ページのとおりであります。一般会計における財政構造の弾力性を判断する主要財務比率及び人件費比率については、九ページをご覧いただきたいと思います。

次に、資金事情についてありますが、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナ禍において、感染拡大防止対策に重点を置きながら、アフターコロナへの転換を図るべく、経済対策を基本とする運営がなされております。

基金については、昨年度の決算額に比べ七億六千万円の増加を見ることができ、大いに評価に値するものであります。しかしながら、ふるさと納税など今後の不透明さを考慮すると、国・県等の動向に注視し、自主財源の安定確保を念頭に置きながら、中長期的な視点で持続可能な行財政運営を望むものであります。

それでは、各会計についてご報告させていただきます。

一般会計については、十ページ、十一ページをご覧ください。

一般会計における収入については、昨年度より僅かながら減少しておりますが、これについては前年度コロナ禍において景気が低迷し、全体的に賦課額が減少したものと推察されます。その中で滞納問題については、前年度の徴収猶予特例措置により繰り越した未納分については、固定化することなく順調に収納が済んでおり、関係部署の努力がうかがえます。

また、町税等の不納欠損額も減少傾向にあり、法的措置など毅然とした徴収措置によるものであると高く評価したいと思います。今後も徴収業務の環境は厳しい状況に立たされると思われますが、税負担の公平と財源確保の面から、引き続き適切な債権管理を実施していただきたいと思います。

歳出においては、緊縮型となっておりますが、行政の政策実施に当たっては、福祉と観光の両立した町づくりに向け、広報等を通じ、広く町民の理解を得られるよう対応していただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計については十二ページをご覧いただきたいと思います。

国保の加入状況については、後期高齢者医療への移行及び社会保険の適用拡大により、年々減少しております。医療費については、予防、健康づくりを強力に推進し、保険者努力支援制度を積極的に活用するなど、医療費の削減に努めるよう望むものであります。

滞納問題については、年々減少傾向にあり、努力は認められるものの、滞納者の慢性化及び高額滞納者が見受けられるため、今後においても関係各課と連携し、滞納額の削減に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計については十三ページであります。

総人口は緩やかに減少しているものの、六十五歳以上の高齢化率は、今年度初めて四〇％を超えております。今後も高齢化率はますます進むものと考えられ、介護予防事業をより効果的に推進していただき、給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

この会計の滞納問題については、今年度も僅かな上昇となりましたが、未納者に対しては、将来的にサービスの給付制限があることを周知徹底し、新たな滞納者の増加にならないよう、積極的な対策を講じていただきたいと思います。不納欠損処分については、今後も平等を欠くことにならないよう、安易な処分は十分に注意をしていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計については十四ページのとおりであります。高齢化により、対象者は今年度も増加しており、コロナ禍においても歳入歳出いずれも前年度を上回っております。この会計における医療費は年々増加しており、ここ数年十二億円を超える高額となっております。今後は、団塊の世代の後期高齢者医療に移行し、また高度医療の発達など、医療費はさらに増加することが予想されます。

このことから、今後においても引き続き各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど、医療費適正化

対策に取り組み、健全な運営を講じていただきたいと思います。

次に、十五ページの公共下水道事業特別会計であります。

本会計については、実収納額にあつては大幅に減少しております。これは、昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入り込み客の減によるものと推察されます。下水道処理場の再構築事業については、コロナの影響等により資材の調達が予定どおり進まず、事故繰越になってしまったことは致し方ないことと考えます。しかしながら、これから先についても数年にわたり、再構築事業及び現有施設の維持管理費と大規模な施設投資が見込まれており、常に経費の削減を図るよう心がけていただきたいと思います。また、令和五年度には公営企業会計への移行作業に万全を期していただきたいと思います。

また、滞納問題については、コロナ禍による使用料の徴収猶予の滞納額については、職員の努力により解消されておりますが、今後の事業費の確保をするためにも、水道事業等と連携を取り滞納の解消に一層の努力を望むものであります。

次に、前口簡易水道事業特別会計は十六ページになります。

本会計については、昨年度実施した固定資産台帳整備業務の整理が一段落したため、歳入歳出とも平年並みに落ち着いております。今後とも水量・水質の安全供給の維持に努めるとともに、本会計の企業会計への移行が適切に行われるようお願いいたします。

次に、十七ページ、水道事業会計であります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は本年度も昨年同様であり、有収水量、事業収益ともにコロナ禍以前の八割まで落ち込んでおり、回復には至っておりません。また、収支においては、職員数の減による人件費の削減など、事業費用の削減により純利益を出すことができたことは評価したいと思います。

また、滞納額については、他会計と同様、徴収猶予の特例があつたことから大幅増となつていた繰越額も順調に収納がされておき、平年並みに戻っておりますが、今後も各課と連携し滞納の解消に一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、温泉温water供給事業会計は十八ページであります。

本会計の事業収益は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けつつも、温泉温水ともに微増し、全体では前年対比で〇・七ポイントの増収となっております。今年度は青葉鉾泉導水管の管路移設工事のほか、各地区における浴場施設に本水を引湯するなど施設改修等により費用が増加しておりますが、経営の健全性を示す経常収支比率は一一・六％であり、健全経営の水準を維持しております。

滞納対策については、給湯停止予告を延べ十九名に通知するなど毅然とした態度で臨み、滞納縮小に向けて取り組む姿勢は評価をしたいと思います。

最後に、千客万来事業会計は十九ページ、二十ページであります。

本会計は、指定管理者である株式会社草津観光公社からの使用料が主な収益となることから、指定管理会社の経営基盤の安定が不可欠な会計であります。今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、町全体の入り込み客数は減少傾向にありましたが、指定管理事業の入り込み客数は、前年対比で一・三・四％、売上げでも一二・九・七％まで回復をしております。今後においても、草津町の主要観光施設の管理運営を担っている責任感の下、時代のニーズに合ったサービス提供など創意工夫するとともに、徹底した経営分析を行うことにより健全経営の維持に努めていただくよう強く求めるものであります。

結びについては、二十一ページから二十二ページをご覧いただきたいと思います。

以上で、令和三年度草津町決算審査意見書の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） どうもありがとうございます。

以上で、監査委員報告を終了いたします。

浅香勝代表監査委員につきましては、大変ありがとうございます。
どうぞご退席していただきたい……

「「まだです」と言う者あり」

○議長（宮崎謹一君） もう一つある。

失礼しました。

以上で決算審査報告を終了いたしました。

◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君） ここで関連もございます報告第一号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について報告をお願いします。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第一号について説明をさせていただきます。

報告第一号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項及び第二十二条第一項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、健全化判断比率報告書にて説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項の規定により、令和三年度決算に基づく健全化判断比率について次のとおり報告します。

記といたしまして、実質赤字比率及びその右の欄、連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため算定されておりません。その横の実質公債費比率四・二％、将来負担比率、こちらはマイナス値となったため算定されておりません。

以上、四つの健全化指標について良好な結果となっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第一項の規定により、令和三年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記としまして、水道事業会計、温泉温水供給事業会計、千客万来事業会計、公共下水道事業特別会計、前口簡易水道事業特別会計、いずれの会計につきましても資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されず、良好な結果となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 監査委員に大変失礼いたしました。

続きまして、浅香勝代表監査委員から監査委員報告をお願いいたします。よろしく願います。

〔代表監査委員 浅香 勝君 登壇〕

○代表監査委員（浅香 勝君） それでは、ご報告申し上げます。

令和三年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についてご報告申し上げます。

審査の実施日は、令和四年八月二十五日に実施しております。

審査の結果でございます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、算定過程、計算処理に誤りがなく、算定の基礎となる証拠書類等も適正に整理されていることが認められました。また、算定された全ての財政指標については良好な結果であったと思います。

ただし、新型コロナウイルスの蔓延により難しい経済環境に置かれていることを強く認識し、今後も全会計をもとより、関係する外郭団体や一部事務組合等の総合的な健全財政の運営を推進するよう要望いたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で監査委員報告を終了いたします。

浅香勝代表監査委員につきましては、大変長い間ご着席いただき、ありがとうございました。どうぞご退席をお願いいたします。ありがとうございます。

〔代表監査委員 浅香 勝君 退席〕

○議長（宮崎謹一君）

議案第四号から議案第十二号までの決算認定議案につきましては、それぞれ十分にご検討をいただき、最終日の本会議において審議することといたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第十三号、議案第二十一号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君）

続いてお諮りします。議案第十三号から議案第二十一号までについて一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第十三号から議案第二十一号までについて一括上程することに決定をいたしました。

議案に係る説明を願います。

議案第十三号から順次願います。

最初に、議案第十三号、総務課長、議案第十四号も続いてお願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君）

それでは、議案第十三号について説明を申し上げます。

議案第十三号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例（平成四年草津町条例第一号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、一ページから四ページにかけて、今回改正しようとする条文となっております。さらにおめくりいただきまして、五ページをご覧いただきたいと思えます。

五ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

国が、人事院規則の改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等を実施するので、草津町においても同様の条例改正を行おうとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いてお願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続きまして、議案第十四号について説明を申し上げます。

議案第十四号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年草津町条例第九号）の一部を別紙のとおり改正する。令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、今回改正しようとする条文となっております。

さらにもう一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

二ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

国による、地方公務員等共済組合法の改正に伴い、新たに共済組合員になる非常勤職員に対し、短期給付及び福祉事業が適用されることとなったことに伴い、福祉事業に関する貯金の積立金及び貸付けに係る償還金について、給与から控除できるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十五号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十五号について朗読と説明を申し上げます。

草津温泉熱乃湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

草津温泉熱乃湯の設置及び管理に関する条例（平成二十六年草津町条例第二十一号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、一ページ、二ページにわたり、今回改正する条例案が記載されております。

さらに一枚おめくりいただきまして、三ページをご覧ください。改正理由と要旨を申し述べます。

草津温泉熱乃湯は、平成二十七年の建て替えより現在の使用料にて運営を行ってきましたが、今般の諸物価の上昇を鑑みて、温泉文化等の伝承を踏まえた地域の伝統芸能及び文化の振興に寄与することを目的に、施設の安定的な管理運営並びにより一層の草津温泉の観光に関する情報提供に資するため、使用料を改正しようとするものとなっております。

以降、四ページは新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十六号、総務課長、お願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十六号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第十六号 令和四年度 草津町一般会計補正予算（第六次）でございます。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第六次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億九千二百十四万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十八億七千二百二十万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳

出予算補正」による。

第二条、地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、第一表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十一款地方交付税、二億四千九百九万六千円の増額。

十五款国庫支出金、一千七百四十四万一千円の増額。

十七款財産収入、二百五十九万五千円の減額。

二十二款町債、七千八百十万円の減額。

下段の二ページ、歳出について申し上げます。

二款総務費、一億四千八百六十九万一千円の増額。

三款民生費、三百一万九千円の増額。

四款衛生費、二千百三十三万円の増額。

七款商工費、百十九万八千円の減額。

八款土木費、一千四十二万一千円の増額。

九款消防費、八百九万五千円の増額。

十款教育費、十万二千円の増額。

十二款予備費、百六十八万二千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに一億九千二百十四万二千円を増額し、歳入歳出それぞれを五十八億七千百三万二千元にしようとするものでございます。

続いて、一枚おめくりいただきまして、三ページ、地方債補正の説明を申し上げます。
第二表地方債補正の変更でございます。

起債の目的、限度額の補正について説明申し上げます。

臨時財政対策債一億三千三百万円の限度額を六千二百二十万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第十七号、住民課長、説明願います。

〔住民課長　堀田高史君　登壇〕

○住民課長（堀田高史君）　それでは、議案第十七号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十七号　令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百一万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億一千九百十八万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、五款県支出金で十六万六千円の増額。

八款繰入金で八十五万円の増額。

下段の二ページの歳出でございますが、一款総務費で十六万五千円、二款保険給付費で一千円の増額。
八款諸支出金で八十五万円の増額。

歳入歳出それぞれ百一万六千円を増額し、補正後の予算総額を九億一千九百十八万円とするものでございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十八号です。

副町長のほうから説明をお願いします。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） 議案第十八号です。令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）。

令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

第二条、債務負担行為の変更は、「第二表債務負担行為補正」による。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、一ページです。

第一表歳入歳出予算補正。

歳出において、一款土木費、三百十六万八千円の減額。

三款予備費、三百十六万八千円の増額。

第二表債務負担行為補正。

変更しようとするものは、下水処理場再構築事業の期間、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日を令和四年四月一日から令和七年三月三十一日に、限度額を二億二千九百万円を五億二千五百万円にそれぞれ変更しようとするものでござい

ます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十九号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十九号について朗読、説明を申し上げます。

議案第十九号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）。

第一条、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

第一款温泉温水供給事業費用、四百五十七万四千円を増額し、四億五千八百五万一千円としようとするものです。

二ページをご覧ください。

第三条、予算第四条本文括弧書きを、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する二億五千五十万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千二百十九万七千円、過年度分損益勘定留保資金二億二千八百三十万六千円で補填するものとするに改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第一款資本的收入、二千三百二十万九千円を増額し、三千四百三万五千円としようとするものです。

次に、支出です。

第一款資本的支出、一千六百万円増額し、二億八千四百五十三万八千円としようとするものです。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第二十号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長　田中　浩君　登壇〕

○企画創造課長（田中　浩君）　続きまして、議案第二十号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十号　令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第四次）になります。

第一条、令和四年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和四年度草津町千客万来事業会計（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入におきまして、第一款千客万来事業収益で二百万六千円を増額し、三億一千九百六十三万四千円とするものとなっております。

続きまして、支出におきまして、第一款千客万来事業費用で五十五万七千円を増額し、一億九千八百二十二万七千円とするものとなっております。

なお、収入から費用を差し引いた純利益につきましては一億二千六十七万八千円を見込んでおります。

第三条、予算第六条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費五十五万七千円を増額し、一千三百十七万円とするものとなっております。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君）　引き続きまして、議案第二十一号、副町長のほうから説明をお願いします。

〔副町長　福田隆次君　登壇〕

○副町長（福田隆次君）　議案第二十一号でございます。

建設工事事業委託に関する協定の締結について。

令和四年度草津町下水処理場第二期建設工事事業委託に関する協定について、次のとおり締結したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年草津町条例第七号）第二条の規定により議会の議決を求める。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、一ページ、協定内容についてでございます。

協定の対象、令和四年度草津町下水処理場第二期建設工事事業委託に関する協定。

協定金額、六億二千二百万円。

協定の相手方、日本下水道事業団、理事長、森岡泰裕。

協定の方法、随意契約。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

ここで十三時まで休憩をいたします。

休 憩 午前十一時五十九分

○議長（宮崎謹一君） 開会に先立ちまして、町長のほうから申出がございましたので、よろしくお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 大変申し訳ございません。先ほど監査のほうからの朗読は間違っていなかったんですが、地方自治法に基づく一般会計及び特別会計という中の審査の期間が、令和三年八月二日から八月五日までとなっているんですが、これは監査は四年と読みましたけれども、この修正をまずお願いしたいと思います。

それと、介護保険の特別会計についても数字が、滞納の不納欠損の数字が少し違っていたということで、大変申し訳ない

んですけれども、後ほどこの資料、差し替えをしますので、その訂正のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長のほうから申入れがございました。これ事務上の間違いということで、ぜひ皆さん方、ご了解願いたいと思います。よろしくお願いします。後ほど差し替えするそうです。

○町長（黒岩信忠君） 大変単純なミスなんですけれども、申し訳ございません。今、役場のほうも言い訳するわけじゃないですが、国からの機関で様々な仕事量が大変多くなって、人手不足というものがございます。担当が一場札子会計管理者なんですけれども、土日も出て精査していたんですけれども、人間でチェックがし切れなかったということで、その責任は町長たる全て私にありますので、そういう意味で差し替えのほど了解していただきたいと思います。

再 開 午後一時四分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、決算議案に係る総括質問を行います。

九番、中澤広夫議員、お願いします。

〔九番 中澤広夫君 登壇〕

○九番（中澤広夫君） それでは、九番、中澤でございます。総括質問に入らせていただきます。

令和三年度は、新型コロナウイルスの感染者対応の影響を受けた内容になっておりますが、総合的に予想を超えた良好な結果が得られたという印象です。一般会計で町税が一千四百四十七万円の減少がありましたが、町税の一般会計の歳入合計は十六億四百四十五万円で、比率に関しましてはほぼ横ばいで推移いたしました。基金も七億六千万円の増加となっております。このことは、地方交付税、くさつよいとこ元氣基金寄附金等が増加したことが大きな要因となっていると思います。

スピーディーなコロナ対策の実施による安心・安全な受入れ態勢の確立、草津町のブランド力強化と財政努力の結果がこのような危機を乗り越えた原動力になっていると思います。町長はじめ行政、民間、諸機関の方々には感謝いたします。

それでは、何点か質問をさせていただきます。

一般会計について、①町税の不納欠損が前年比六〇％マイナスと大幅に減ってきております。大変喜ばしいことと思いますが、この結果の大きな要因はございますか。

②新型コロナウイルスの影響による固定資産税の免除の補填はどのくらいの割合でできたのか、また、支払い猶予の回収はどのくらいの割合なのか、他会計の分も含めて伺いたいします。

③町税のマイナスは、具体的にどの部分が主にマイナスになったのかお伺いいたします。

④町税に關しまして、派遣労働者などの短期勤務者は住所移転していないケースが多いと思われますが、対策はあるのか、また検討する考えはございますでしょうか。

⑤介護保険会計に關して、在宅給付費が伸びているようですが、六十五歳以上の高齢化率は四〇％を超え、認知症や歩行困難な方など、高齢化に伴う行政の対応は増加する傾向にあると思われます。そこで、地域包括支援センターをより拡充し、分かりやすく、気軽に利用できるように検討していく考えはございますでしょうか。

⑥後期高齢者医療保険に關して、今回、高額医療者の滞納が増加しておりますが、回収の見込みは、また、今後も高額医療費は増えていくと思われませんが、対策の検討はございますでしょうか。

その他につきまして、⑦ふるさと納税について、令和三年度は七億六千六百六十七万円と大きな財源となっておりますが、今後の見通しは、また、ふるさと納税の継続に対して変化はございますでしょうか。

⑧全般的に、現在、燃料、原材料、製品の値上げ、電子機器の部品調達の遅れ等の厳しい社会情勢の中、どのように対応していくのかお考えをお聞かせください。

本年度は、観光公社の天狗山プランコ、温泉門の構築と駐車場、その周辺の町づくり整備、さらには天狗山パルスゴンド

ラの設置等、新たな開発が期待されます。コロナウイルス対策と並行して尽力していただきますようお願い申し上げます。

本年度も引き続きバランスの取れた財政運営を祈念しつつ、総括質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、中澤広夫議員の決算総括質問に対して答弁をさせていただきます。

一番の町税の不納欠損の減少についてであります。

一点目の一般会計における町税の不納欠損額が前年対比において六〇％マイナスである要因についての質問ですが、不納欠損については、地方税法の滞納処分執行停止により、徴収権が消滅したものとなります。昨年度は長期滞納案件の再調査による換価価値財産なしとされた案件の即時欠損が多かったため、前年対比で六〇％となっております。

なお、財産調査等の進捗状況によつては、不納欠損額が各年度で増減する場合がありますので、必ずしも減少するものとは限りませんので、ご了承をお願いいたします。

二番目の固定資産税の免除の補填と支払い猶予の回収についてであります。

固定資産税の免除の補填についての質問ですが、これは、令和三年度に限定的に実施された中小企業等に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置であると思われます。この特例措置の適用による減収分は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、三年度末に全額が交付済みとなっております。また、令和二年度に実施された新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例により、令和三年度滞納繰越分として計上されたものは、七六・五％収納となっております。

なお、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収の猶予については、申請がありませんでした。申請があり、徴収の猶予に該当するようであれば、税務課と同様に受付を行ってまいりたいと思っております。前後しますけれども、固定資

産税、建物に係る固定資産税が、コロナ対策ということで国が政策上それをほぼ減免したということで、これは固定資産税というものは、我々町の税収になるわけで、国が勝手に減らすのは結構ですけれども、その補填どうしてくるんだという話になるんですけれども、それは全て国が我が町が取れるべき固定資産税が国が補填をしてくれたということでありまして、ありがたいのは、補填分については滞納がないということで、財政運営の中ではかえってそのほうがいいという、そういう言い方はおかしいのかと思いますけれども、国が補填をしてくれたということでご理解をいただきたいと思います。

続きます。国民健康保険及び後期高齢者医療については、コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合において減免要綱を策定しており、国民健康保険については令和三年度の減免実績は八件であり、減免金額にして百二十七万五千円となっております。

介護保険料については、徴収猶予ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免により、二名が申請をし、九万九千円を減免しております。

また、上水道、下水道、温泉温水三会計につきましては、令和二年度末の猶予額が三会計で十二件、三千九百七十四万九千円であり、基本的には猶予の返済期間は一年ですが、毎月の支払いが困難ということで分割返済に応じたため、令和三年度末の猶予額は七百五十八万六千円で、回収率は八割に達したものでありました。また、令和四年度末では、百八十六万円となり、九月末までには全てのものが完納予定となっております。

続きまして、町税のマイナスについてでありますけれども、三点目の町税のマイナス部分を具体的にという質問ですけれども、令和二年一月、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認され、同年四月に第一回目の国による緊急事態宣言が発出され、五月二十五日まで行動制限等が行われました。この年のゴールデンウィークの草津温泉の状況は記憶に新しく、観光地草津温泉は甚大な被害を被りました。同年の個人所得、企業利益が令和三年度の町民税に影響したものとなっております。

次に、四点目の質問でありますけれども、派遣労働者などの短期勤務者の住所移転対策についてということですが、

町税に関しては、住所移転していない場合の対応についてはありますが、個人町民税については本町の住民基本台帳に記録されていない方が本町に居住実態がある場合には、地方税法第二百九十四条三項の規定に基づき、住民基本台帳に記録されているものとみなして課税ができると、このようにされているものであります。これにより、事業所からの給与支払報告書の提出に基づき、居住実態を把握した上で居住地である当町において課税する場合があるため、住所移転していない方への課税については、現行法において対応することができると考えております。

次に、介護保険特別会計でありますけれども、地域包括支援センターの拡充と気軽に利用できるように検討をとのことであります。

令和三年度における介護保険給付費については、訪問介護は前年度比約二五％、訪問リハビリは約四四％伸びております。ホームヘルパーによる家事援助や理学療法士による機能回復訓練といった在宅介護は、住み慣れたご自宅で可能な限り長い時間を過ごすため理想的な介護保険の利用ではないかと思えます。草津町の高齢化率は、昨年度末までは三九％台に戻るともりましたが、令和四年度に入ったところで四〇％を超えております。

そのような中で、地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることが介護保険法において規定されております。そのため、にっこり健診や高齢者サロン、認知症家族の会や相談会を定期的に開催しており、草津町の高齢者がいつまでも元気に生活できることを目指しているものであります。

また、日常における困り事相談等に随時対応しており、広報「いでゆ」に地域包括支援センターの記事をシリーズで掲載する等、様々な相談のために広くご利用いただけるようPRに努めますが、ご指摘のとおり、啓発に関してはより強化をしていきたいと思えます。

介護におきましても、元気高齢者を増やし、介護保険特別会計において現行の保険料、月額三千三百円、何度も申し上げますけれども、これは日本一安い介護保険ということで大変誇りに思います。裏を返すと、いろいろな問題がありますけれども、

ども、元気なお年寄りが多いという裏返しであります。ですから、介護保険を使わない、そのご褒美として私の判断として三千三百円までこれを下げてきたと、それで何とかこの会計がとんとんにいつているという状況であります。そういう中でありますが、業務の効率化と効果的かつ適切な事業を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、六点目の後期高齢者医療保険料の滞納についてであります。

後期高齢者医療保険料については、医療費の支払い財源の貴重な一部となっており、大多数の方に納めていただいております。令和三年度については、所得のある方が滞納となり、滞納額の大幅な増加につながってしまいましたが、交渉の末、九月中に完済予定となっております。そのほかにも滞納者については、電話催告、訪問催告を定期的に行い、分納していたくなどして令和三年度の滞納繰越額は約二百六十万円の二四・七％、金額にして六十四万円が既に収納となっております。滞納については、負担の公平性を損なわないよう、引き続き早期着手を心がけ、関係各課と連携を密にして、継続的に納付交渉を行うことで収納率の向上を上げていく所存でございます。

高額療養費については、二〇二二年度から団塊の世代が後期高齢者医療に移行するなど、医療費についてもさらに増加することが予想され、当然のことながら高額療養費についても連動して増加が予想されます。対策については、今後も引き続き各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費適正化対策を行い、健全な運営に向け一層の努力を行ってまいります。

次に、七点目のふるさと納税でありますけれども、議員の質問のとおり、ふるさと納税につきましては草津町に非常に大きな効果をもたらす財源となっております。草津町におけるふるさと納税は、感謝券を返礼品としている効率のよさが他の市町村と比較したときこそ、その成果に差をつけている要因であると分析しております。今現在、返礼品が三割、そして草津町の経費が人件費も含めまして一割です。いろいろなサイトに払う手数料を含めて。そうすると、四割が経費になります。そこに今年度からウクライナに五％、集まった中から寄附をするという約束事ですから、経費がトータル四五％、なぜほかの市町村がまねしないのか、またできないのかとよく考えてみましたら、ほかのふるさと納税返礼品を送るについて大変多

くのコストをかけております。ルールでは五〇%を超えてはならない、返礼品の金額の総額が、今、経費を含めてですね、こういうふうに規定があるものですから、そこにウクライナに寄附するというようなことをやろうと思っても、経費の上限が決まっています、無理でないのかという判断をしておる次第でございます。

以前も申し上げましたが、総務省から大分前ですけれども呼出しを食らいまして、直ちにやめなさいという指導を受けましたが、約二時間バトルをし、法律論でいえば、要するに所得税法それから住民税等々のこの分配、各市町の取り合いみたいなものがふるさと納税でありますから、そういう意味で、なぜ農産物、海産物がよく、うちの感謝券が駄目だと言いましたら、前も申しましたように、担当課長が屁理屈と言ったんですけれども、それがマスコミにも大変たたかれました、草津町が大変多くの支援をいただき、結果論は草津町のふるさと納税を認める、そして、法律の書き方の中に、草津町のものについては、その部分については宿泊を伴えば、そのもののほかの付加価値についても認めようという、そのような意味の書き方が変わったということでありまして、もし私が総務省に行かなければ、ふるさと納税の方向は大きく変わったと思います。そういう中、与えられたルールの中でこれをやってきたということ、令和三年度の決算額につきましては七億六千万円であり、コロナ禍であっても全国から多くの応援を草津町にいただき、今後、さらに段階的に進めて、前年度対比、今年度は一一五%の率で今現在推移をしております。これだけコロナが蔓延した中、観光地は大変厳しい状況でありますけれども、今現在は、前年比一一五%で動いているということでもあります。

令和四年度は、ふるさと納税そして草津よいとこ元気基金を活用し、ウクライナへの寄附、また福祉や教育への活用をはじめ企業会計におけるパルスゴンドラの整備資金などの活用を図り、今後も全国の方々から応援をいただけるよう、魅力ある町づくりを進め、私の政策のコンセプトである百年先を見据えた観光地づくりに努めていきたいと考えております。

次に、物価の高騰における社会情勢への対応についてであります。燃料や原材料の値上げや電子機器の部品調達の遅れなどに対する町の方針とのことでありますが、ご指摘のとおり、これまでに経験のない物価高騰が起きており、町民生活、事業所の経営などにおいて大きな影響が出ているものと承知をしております。

このため、町として一万円の購入で二万円の商品券が利用できる「生活商品券事業」を展開し、町民の暮らしを支援するため、この期限を冬まで活用できるようにいたしました。このほかにも、高齢者の弁当の、昼食ですね、配食事業や子育て世代には年額四万円の高校生就学費補助など、従来から独自に取り組んできた支援政策を継続しております。

物価高騰の要因となっている新型コロナウイルス感染症対策については、抗原検査キットの有効利用を事業所支援として行うなど、町としてできる側面からサポートしてまいります。並行して温泉門事業、天狗山の整備事業を積極的に進めて、観光地草津の活性化にも努めてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

ここに質問があるように、パルスゴンドラの設置についてということですが、何としても仕上げていきたいと思っております。正直言って、観光公社の経営、四億円を超える営業赤字です。令和三年が二億円を超える赤字を出しております。トータルで六億円、放置すれば間違いなく観光公社は潰れます。これを何とかまた再生させなきゃならないという思いで、急遽、私が社長に就任して、無報酬それから退職金もゼロ、新社長の接待交際費ゼロ、自分で全て持ち出しでやっているわけでありまけれども、二年という約束の中で必ず再生をさせなきゃならないと思っております。そういう中、電気料が千万単位の値上げになっているということで、その値上げについてですね、この前、議会にお諮りしたら、残念ながら三名の方から反対を受けましたけれども、もしそういうものを改革していかなければ、観光公社は存続していけない。経営とこのものはそういうものだと思えます。これから、やはりかかる経費については、お客様に負担していただかなければ、会社そのものが存続できないということを議会の皆様、ぜひご理解をいただきたいと思います。

ほかのスキー場もこれから値上げを一齐にしてくるものと思えますけれども、十二月定例会では、各スキー場エリアの値上げのあれも出てくると思いますので、また皆様方にもお知らせをしてまいりたいと思っております。私が一番、町長をしていて頭が痛いのは、観光公社の経営です。ほかは財政すごく健全化してまいりました。何度も言うように、私が就任したときから見れば、借金は半分に減らし、預金は三倍に増やした。実に投資金額は百十億円近い、これは福祉、観光も含めてですけれども、普通ならあり得ない数字ですけれども、そのように財政改革をしてまいりました。私の持論ですけれども、

政治も経済も結果論である。それが出なければ、全て私の責任。しかしながら、今申し上げたとおり、そのような形の中で誰もが認めざるを得ない財政改革をしてきたのも事実です。しかしながら、観光公社だけは大変今も厳しい状況にあつて、もし破綻すれば誰の借金になるか、町民の借金になることをご理解をいただきたいと思います。そのようなならないように、全力で観光公社の経営も何とか二年間で立て直しを図っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長答弁終わりました。

中澤議員、よろしいですか。

以上で、決算に係る総括質問を終了いたします。

◎議案第十三号、議案第二十一号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第十三号から議案第二十号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「二十一」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 失礼しました。

議案第十三号から議案第二十一号まででございます。すみません。ご指摘ありがとうございました。について、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ございませんか、再度。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定をいたしました。

◎発議第一号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、発議第一号　草津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について上程いたします。

本案は、議員提案であります。

よって、提案者代表から議案の説明をお願いします。

小林純一議員。

〔五番　小林純一君　登壇〕

○五番（小林純一君）　発議第一号　草津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

草津町議会議員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年九月五日提出、提出者、草津町議会議員、小林純一、賛成者、草津町議会議員、宮崎公雄。

一枚おめくりいただきまして、改正する内容なんです、草津町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

草津町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中、「十二人」を「十一人」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

一枚おめくりいただきまして、提案の理由及び要旨について説明いたします。

日本全体で人口が減少傾向にある中、草津町においても人口減少が進んでおります。総務省による統計ダッシュボード調査では、二〇四五年度の草津町の将来推計人口は三千四百七十九人とされており、今後においても人口減少傾向が続くと予想されます。

前回、議員定数十四名から十二名に削減を決定したときの草津町の人口が約七千五百人、現在は約六千人と、当時と比べて約二〇％人口が減っている中、議員定数についても削減が必要であるとの考えから、議員の定数を現行の十二名から十一

名へと削減する草津町議会議員定数条例の一部の改正を求めるものです。

一枚おめくりいただくと、改正前と後の新旧対照表がついております。

ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ただいま発議第一号につきまして、提案者代表から説明がございました。

この問題につきましては、大変議会といたしましても重要な案件でございます。そして、今まで三月議会から議会改革特別委員会において、議員定数等について審議をしていた経緯がございます。

よって、私、議長といたしまして、この発議につきましては議会改革特別委員会に、先ほどの付託案の中には入っておりませんでしたが、議会改革特別委員会に付託したいというふうに考えます。よろしゅうございますか。

○十一番（宮崎公雄君） これ発議。

○議長（宮崎謹一君） 発議も付託できます。

○十一番（宮崎公雄君） ここでやっては駄目なんですか。

○議長（宮崎謹一君） 私は、そういう判断を示しております、ここで。よろしいですか。

○十一番（宮崎公雄君） いや、私は、ここで賛成討論または皆さんの意見を伺いたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） じゃ、今まで議会改革特別委員会で行ってきたことは、関係ないということでもよろしいですか。

○十一番（宮崎公雄君） いや、そんなことは誰も言っていないません。

○議長（宮崎謹一君） だって、ずっとやってきましたから。

○十一番（宮崎公雄君） それでやってきて、結局は議論の大体終局を見たということで、今回の発議が出ているわけですから、この場でやっていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 議会改革特別委員会では、そのような結論が出ておりますか。

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） 議会改革特別委員会におきましては、この件については、六月議会でも検討しましたけれども、結論という形は出しておりません。

○議長（宮崎謹一君） ということでございますので、再度、議会改革特別委員会に付託したいというふうに思います。

日程といたしましては、本日議会終了後、議会運営委員会と議会改革特別委員会がありますので、そこで再度、特別委員会を開催していただきたいと。その中に、議題に含めていただきたいと思います。

○十一番（宮崎公雄君） そうすると、発議というものの考え方の中で、今回ここでこの議会の中へ、今、発議が出ましたよね。提案じゃなくて発議なんです。それをここでやるということのほうが、私は順当だと思います。今までずっとそうだったと思いますから。議会改革の中で行ったとしても、多分賛否が分かれることは間違いありません。その手間を考えるなら、この中でやるべきですし、賛成討論、反対討論をやるべきだと思う。

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告によつて、その議会改革特別委員会の内容は出ると思いますので、本会議において賛否を問うことでありますので、そのように取り計らいたいと思います。

○十一番（宮崎公雄君） どうなんだろうか。じゃ、発議というのは、みんなそれでやっていたんですか。

○議長（宮崎謹一君） 今回の重要案件というふうに私は捉えております。

○十一番（宮崎公雄君） 私も重要案件だと思っているから、ここで発議をしているんです。

○議長（宮崎謹一君） じゃ、両方、重要なんですが、重要ですから、お諮りしているわけです。

○十一番（宮崎公雄君） じゃ、ここで諮ってくださいよ。発議でここでやるんだか、あるいは議会改革でやるんだか。

○議長（宮崎謹一君） ほかにご意見ございますか。

湯本議員。

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） では、動議を提出させていただきます。

私としましては、議会改革特別委員会の議論においては、もうこの件については意見そのものは六月までに尽くしてい

るというふうに考えております。この件については、もう結論を出すべき時期にきているという考えもございますので、この発議第一号について、この本会議にて審議を行い、決を採っていただきたいという、委員会への付託ではなく、ここで決議をしていただきたいという動議を提出させていただきます。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 動議に賛成者。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎謹一君） 四人。動議は成立いたしました。

そういうことで、私は、まだその結論が出ていないというふうに思っておりますが、委員長は結論が出ているというふうな考えでよろしいですね。

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） 結論と申しますか、もう議論として意見は出尽くされているという認識でございます。

○議長（宮崎謹一君） しばし休憩いたします。

休 憩 午後一時三十九分

再 開 午後一時五十八分

○議長（宮崎謹一君） お待たせしました。大変長い時間、お待たせいたしました。

それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

発議第一号につきまして説明があり、そしてまた、私のほうから委員会付託が適切ではないかということだったんですが、発議二号につきまして湯本議員のほうから出まして、ただいま皆様方の賛同を得たということでございますので、この場において審議することになりました。

これから審議するに当たりまして、採決をいたします。ここで採決することに賛成の方。

〔「質問」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 質問はできません。採決するということでもよろしゅうございますね。

〔発言する者あり〕

○議長（宮崎謹一君） ですから、動議出されました湯本議員の賛意が得られましたので、この場で審議するということになりました。大変長らくお待たせいたしました。申し訳ございません。

それでは、動議二につきまして採決をいたします。

動議二について賛成の方、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 賛成多数です。成立いたしました。

それでは、発議第一号につきまして、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、宣告のとおり決定いたしました。

それでは、発議第一号について質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑です。

どうぞ、中澤議員。

○七番（中澤康治君） まず、人口が減ってきたので、その減ってきたに比例して減らすという考え方なんですけど、これを議會でいろいろな人の意見を入れて討議して、人口が減らない方法を考えるのが筋じゃないかと思えます。そういう意味で、少数な意見も入れて、最適な方法は何かを探るべきではないかと思えます。

○議長（宮崎謹一君） ただいまの中澤議員の……

〔「反対討論」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 討論じゃないです。質疑です。

○七番（中澤康治君） 質問でよろしいんですか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○七番（中澤康治君） 先ほど質問ちよつとしたら、駄目だと言うもんですから。

○議長（宮崎謹一君） 先ほどは駄目だった。今は質疑です。議題になりましたから。

ほかにございませんか。

○七番（中澤康治君） 質問です。

○議長（宮崎謹一君） 質問はできない。質疑ですから。

○七番（中澤康治君） 質問は駄目、質疑。

○議長（宮崎謹一君） だから、今の中澤康治議員は、人口が減っているということじゃなくて、人口を増やせということの
ほうが先だということですね。よろしいですね。という話です。

ほかにございませんか。

四番、安井議員。

○四番（安井尚弘君） マスク外させていただきます。

この定数の問題につきましては非常に重要な問題だと思しますので、前々から検討しております。六月でしたか、一応全員でこの問題は検討して、九月に今回あれを持ち寄って最終的に検討したいということしか私の記憶にはないんですけれども、今、即、発議が出たわけでございますが、ちよつとあまりにも順序が逆じゃないかと思っておりますけれども、皆さんの意見は、まだ完全に、もう意見は出尽くしていますからということをお湯本議員からも言われていますけれども、まだ若干、町民の声ということで言われておりますけれども、町民の中にも、全部が全部そういう意見はないわけですし、今現在、定員が十二名ということで進行しているわけで、たまたま不慮の事故でこれは元議長がいなかったわけですが、一応十二名と

いうことの判断で今までは進んでいるわけでございますけれども、これは議員の支持している三百名以上の人も、どう意見が入っていないわけですね、今回この決議にいきなり入っちゃいますとですね。それと、私、一番なのは議会委員会制度とこののがもう一番私たちのほうで、今現在やっている委員会制度というのは非常にベターだと思います。これ六名、六名で常任委員会、特別委員会、常設委員会と、こういうことで六名、その中で多種多様な意見を出して採決しているわけでございますが、これがどこから十一名ということが出てきたか分からないんですが、そうすると五名になっちゃいますよね。五名になりますと、三名の支持者があれば、もうそれで重要事項も通過することになりますので、私は、十二名は駄目だけれども十一名はいんだ、こういう問題じゃないと思うんですね、私はね。今現在、そして本来だったら十二名でやるべきところの検討の重要事項を十一名で決めるということは、私にとっては非常に問題があると思いますので、ひとつそこらあたりが全員に諮って議会で検討した上で出たわけじゃございませんので、私の個人的な意見としましては、そういうことですね。時期尚早ということ、まだこれはもう少し検討してもらいまして、礎として出たことは非常によろしいかと思えます、こういうことはね、これから先につきまして。

今の今、あせつてなぜやらなくちやなのかと、こう思っておりますので、これは私の個人的な意見でございますが、一応賛成できないと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

安井さんも、質疑のところでは何か反対討論みたいになっちゃってしまいましたけれども、六月議会するとき、六月の議会改革特別委員会でも結論は確かに先ほど湯本議員言われたんですけれども、結論は出ていなくて九月に持ち越しというふうになつたんですけれども、ちよつと聞きたいのが、これ、そういう話がある中でも出してきたのと、まず定員、議員定数を何名に

するという数は決めていなかったと思うんですよ。それを何でいきなり十二名から十一名にしたのか、提案者の方にお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 提案者の方にお聞きしたいということですね。

〔「質問ですか」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑だから。

○五番（小林純一君） 最初十名という考えもありましたが、現在、本来は、私は十人にしたいと思っていました。ただ、現実問題として、今、十一人で回っていると、運営できているというこの現状もありますし、やはり当然反対する人もいるというのは分かっておりました。それで、十人にしたい、十一人で理解を求めるときに説得力があるのは十一人のほうだなということで、十一人を選択させていただいたということです。

○議長（宮崎謹一君） ということです。

ほかにありませんか。

続いて。

○二番（有坂太宏君） 続いて。今現状十一人でやっているから、前回も補欠選挙の前は十人でやれたからという声は確かに聞いてはいますけれども、コロナ禍で議員派遣や活動がなかったからできていたのかもしれない部分があると思うんですけれども、その点はどういうふうに捉えられていますか。

○五番（小林純一君） これは質問というよりも、多分、意見に近いものだと思うんですけれども、私は、十一人でいいという意見です。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

七番、中澤康治議員。

○七番（中澤康治君） 先回は、こういう格好で強引に決議に回るような話ではなかった。いろいろな意見が出て、これは長

引くなどという感じはあったんですが、今回、特別にこういう形で出てきて、多数決で決めようということになった背景というのが、ちよつと分からない。ぜひ教えていただきたい。

○議長（宮崎謹一君） それは経過ですけれども、発議が成立していますので。
ほかにありませんか。

〔「賛成討論と反対討論」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） まだ質疑の時間です。質疑ないですね。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論をお願いします。

二番、有坂太宏議員。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

議員定数削減について反対の立場で討論を行います。

まず、最初に述べておきたいのは、議員定数は民主主義の根本問題であり、一つは、地域住民を代表する機能であります。二つは、自治立法権に基づく立法の機能、三つが、執行機関に対する批判・監視機能の三つの基本的機能を保障するという観点から、多面的・総合的に検討されなければならないものだと述べておきます。

提案者からは、日本全体で人口減少にあり、二〇四五年の草津町推計人口は三千四百七十九人、さらに人口減少が続くとの危惧がされています。そして、理由の二つ目として、前回削減したときの人口が七千五百人、現在が六千人であり、二〇%の減少を挙げています。地方自治法の中では、人口二千人未満の町村においては議員定数の上限は十二人、人口二千人

以上、五千人未満では議員定数の上限は十四人とされています。提案者が示す数字とは差異があるように思われます。また、二〇四五年の人口推移を危惧、指摘されているならば、現在の議員において少子化対策の議論をすべきだと考えます。

議会改革特別委員会でも定数削減の議論をしていましたが、根本は議会と議員の質が問われているということだと思っています。議員定数と議員の質について、こういった混同した意見もありますが、全く別の性格のものであって、定数を減らすことが議員の質の向上を保障するものでもないし、議会改革につながるものではないと考えます。今必要なのは、単純な議員定数削減ではなく、議会議員に対する不信感を取り除くための議会改革を進めることではないでしょうか。そもそも議員は、住民の代表として多くの民意を行政に届け、行政のチェック機能を果たすという役割があり、それにふさわしい数が必要なのであって、定数を削減することは、多様な住民の意見さらには少数の意見の排除につながり、議会の本来持つべき機能を退化させることになります。また、町民に最も身近な議会とのパイプを細くし、町政をますます遠い存在にしてしまうことになりかねません。

最後に、議会はどうあるべきかという全体像の議論抜きの議会改革としてはなじまない議員定数削減は、民意を削り、議会制民主主義の拡充に反するものであることを申し述べて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに反対討論の方がありますか。反対討論ですよ。

中澤康治議員、登壇して。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） もう最初に、今回突然こういう格好で出たということに非常に不信感を持っております。先ほど申しましたように、人口が減ったら、それに従ってどんどん減らせばいいという非常に安易な考え方、これはよろしくないと、このままだとどんどん減っていつて議会の意義も薄れていくというふうに思います。

また、何よりもこれによって女性議員の道を断つことになると、多様性、しかもこの時代に逆行するような、女性議員も

多くしようという流れの中で断つような方向、これは非常に問題があると、改良ではなくて改悪であるというふうに思っています。様々な方の意見を入れて議論するのが議会であるというふうに心得ております。町民から議会費の総額が大きいならば、それでは総額を減らしてもいいから、定員十二名は守るべきではないか、議員報酬は減つても様々な形で意見を出せる議会が本当の議会ではないだろうか。このままで行きますと、少数の意見でどんどん独断専行が行われる。非常に危機感のある、問題のある議会になるというふうに思っております。ぜひ改良ではなくて改悪をしては困るというふうに思いますので、女性議員の道を断つようなやり方は非常に問題があるというふうに思いますので、再度申し上げております。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、続いて、原案に賛成の方、挙手願います。

宮崎公雄議員、登壇してよろしく願います。

〔十一番 宮崎公雄君 登壇〕

○十一番（宮崎公雄君） それでは、賛成討論を行わせていただきます。

私が、草津町議会議員に当選した一九九〇年には、当時の議員の数は、定数は二十二名、その後、一九九五年には十八名、二〇〇三年には十四名、今の定数十二名になったのは十五年前の二〇〇七年でした。このたびの発議案は、現在の十二名を一名削減し、次の改選時より十一名とする発議案であります。また、草津町の総人口は、一九八〇年のときに九千三百四十一名をピークに年々減少しました。議員定数が十二名となった二〇〇七年には七千五百十一人であり、現在の総人口が六千七十六人、約二〇％、人数にすると千四百三十五人減少しております。町が発行しました第二期草津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略では、二〇二五年には五千三百九十八人、さらには二〇三〇年には四千八百七十二名となる人口の推移が描かれております。

人口減少と少子高齢化が進み、さらに老年人口と生産年齢人口の減少が進んでいく中、議会としても人口のバランスに合った議員定数の見直しが求められております。また、草津の総面積は四十九・七平方キロメートルであり、人口の密度は他の町村とは違い、半径二キロ以内に集中する。人口が広く分散しておりません。大字は前口と草津となっており、議員活動がしやすくなっております。さらに、議員定数を減らせば選挙において従前より多くの支持を必要とすることになり、それだけ広域的な物の考え方をすることになるので、議員の質の向上につながると 생각합니다。

そもそも議会議員の仕事は、多種多様な町民の皆様の意見、要望、陳情等を議会で取り上げ、町民福祉の向上を目指すことにあります。多くの様々な意見をお聞きしつつ、最高意思決定機関での決定、あるいは決定した政策が適正適法にしかも公平効率的に、かつ民主的になされているかを批判し、監視することでもあります。

これらを踏まえ、削減案の是非を考えてみますと、議員が減ることにより民意が町政に反映されなくなるとの考え方があります。コロナ禍の中、町民の皆様と触れ合い、民意をはかることはこれまで以上に重要になってきておりますが、一方では、インターネットや各種SNSをはじめ様々な情報媒体があることも事実です。そのような方法で民意をはかり、また我々から発信することも可能となってきました。これからますます民意反映の重要な手段となってきました。我々の議会活動は、町民の皆様から高い関心があることを議会としても常に考えていかねばなりません。実際、町民の皆様から、各議員は具体的にどのような活動をしているのかもつと知らせるべきといった厳しい意見をいただくこともあります。今の状況に甘んじることなく、緊張感を持って活動することが我々議員の意識向上につながり、必ずや町民の皆様にも理解されたいと思います。

二〇〇七年の改選以来、十六年間、十二名の議会運営を行ってきましたが、今回の改選以降、二年前には新井議員が失職いたしました。その後、後藤議員が亡くなり、一年以上の間、議員十名で議会運営ができたことも周知の事実であります。その間に、議会運営に支障を来したか、あるいはチェック機能が低下したか、それは決していないと思っております。このような意味から、現代の定数十二を維持しなければ、町民の負託に応えることができないといった根拠はありません。一名の削減の

発議案は、十分町民の負託に応えることが可能であり、さらに議会費の抑制にもつながります。

最後に、議会が自ら改革をしていく姿こそが、それぞれの議員の資質向上につながり、研さんを積むことが何よりも重要なことであると確信しております。今後も多くの方の町民の皆様から適切なご意見、ご要望に真摯に向かい合い、検討を続けていくことも大切なことであると考えます。

以上のことを付け加えさせていただき、議員各位におかれましては、どうぞご理解とそして賢明な判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに賛成の方の討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、以上で討論を終了いたします。

続きまして、発議第一号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。発議第一号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立六名。起立多数と認めます。

よって、発議第一号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎報告第二号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第二号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について報告願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第二号について説明させていただきます。

報告第二号 第三セクター等の会社に係る決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和四年九月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、株式会社草津観光公社、社会福祉法人草津町社会福祉協議会、株式会社白根草津パークランド、社会福祉法人にしあがつま福祉会、株式会社ザスパ、以上の五社より決算書が提出されておりますので、それぞれ決算書の配付をもって報告とさせていただきます。

よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） ただいま総務課長の報告どおり、お手元にそれぞれの決算書が配付されております。内容をご覧の上、質問、要望等ありましたら、直接担当の課長までお願いをいたします。

◎請願・陳情書上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願書及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情等文書表について、受理番号、件名、請願及び陳情者名、付託委員会のみ朗読をお願いいたします。

議会事務局長、お願いします。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、令和四年第八回草津町議会定例会請願及び陳情書等文書表、新規分でございます。

受理番号、陳情十一、件名、石古根地区国道の道路改良に関する陳情書。請願・陳情者の氏名、山本和久。付託委員会、民教土木常任委員会。

請願三、地方自治法第百十七条の除斥（退席）該当は「議事」においてであって、「一般質問」には全く該当しないことを確認し、草津町議会も法律が通用する所であることを証明するよう求める請願。増田都子氏。紹介議員、中澤康治議員。議会運営委員会。

次のページをおめくりください。

請願四、「旧泉南荘跡地の六階建て建築計画に対し反対を求める請願書」について。内堀将照。署名者、十七名。紹介議員、市川祥史議員ほか三名。総務観光常任委員会。

以上、陳情一件、請願二件でございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願三、地方自治法第百十七条の除斥（退席）該当は「議事」においてであって、「一般質問」には全く該当しないことを確認し、草津町議会も法律が通用する所であることを証明するよう求める請願についてであります。

紹介議員から趣旨説明を願います。

中澤康治議員。

趣旨説明ですから、よろしく願います。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治でございます。紹介議員、中澤康治でございます。

地方自治法第百十七条の除斥（退席）該当は「議事」においてであって、「一般質問」には全く該当しないことを確認し、草津町議会も法律が通用する所であることを証明するよう求める請願。

請願の趣旨。

地方自治法第百十七条は、除斥、退席について規定しているが、それは議事においてであって一般質問には全く該当しないところ、本年六月定例議会において黒岩卓議長（当時）と黒岩信忠町長は結託し、中澤康治議員に対し、当条は一般質問

にも該当し、違法な質問だ、取りやめろと真っ赤なうそをついて、議員の職務・責務である一般質問を封じようとした。

日本国が法治国家であることを認めるのであれば、本請願は草津町議会として採択し、草津町においても議会は法律が通用するところであることを証明されたい。

請願の理由。

黒岩信忠町長は、草津町の名を借り、町民の税金を使って、昨年六月議会の請願紹介議員である中澤康治議員と請願者百四十二名代表の増田都子氏に対し、訴訟を起こした。これに関して中澤康治議員が本年六月定例議会において一般質問を行おうとしたところ、黒岩卓議長（当時）と町長は、この質問は地方自治法第百十七条に規定する除斥に該当するから、違法な質問だ、取りやめろなどと真っ赤なうそをつき、議員の重要な職務・責務である一般質問を封じようとした事実がある。草津町議会議長も所属する全国町村議会議長会編集の議員必携を議員諸氏は全員持っているはずである。二十七年間議員であった町長も当然持っているはずであるが、その第六章その他の議事手続、除斥のページを読まれたことはないのか。そこには、もちろん一般質問など入っていない。全国町村議会議長会事務局に電話で問い合わせると、上毛新聞で関心を持っていたと即座に一般質問は除斥に該当しないと回答された。議事と一般質問は全く違うという日本語理解能力があれば、当然の解釈である。

もしも黒岩卓議長（当時）と町長が地方自治法に無知であって、自分も関係する訴訟についての一般質問は、除斥に該当すると本当に思い込んでいたのなら、何が違法であるや否やを判別する能力がないのであるから、議長や町長たるの資格はない。知っていながら、町長に都合の悪い厳しい質問を封じようと結託して真っ赤なうそをついたのなら、悪辣極まりなく、これが通用すれば、草津町議会は法律が通用しないところであると宣言するに等しく、草津町議会の名誉、信用は失墜する。中澤康治議員は、二人に対し、通常の倫理感、道徳心があり、恥を知る者なら、謝罪するよう求めたが、現在まで一切ない。法治国家である日本国に存在する草津町議会におかれては、地方自治法第百十七条が規定する除斥が該当するのは議事においてであって、一般質問には全く該当しないことを確認するために本請願を採択され、草津町議会も法律が通用するところ

ろであることを証明すべきである。

以上。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 異例かもしれないですけども、これほど言われっ放しで放置するわけにはいかない。そもそも論で、あなたは、前議長からやめたらいかがですかと言ったら、聞こえていますと言われたら、聞こえています。しかし、捨てぜりふで、聞こえなかったことをいいこと幸いに、ここで話をする。そう言いながら、四十数分間ここで、この議会の中で発言を繰り返した。発言したでしょう、あなた、現実に好きなことを言い放題で。だから、あなたの言っているように、仮に質問できなかった、そういう中で、今後について、今後じゃなくて、それについて不服だという意味の請願なら多少分かるけれども、一〇〇％読み切って満足して、その上で、町長が言ったことが違法だと、そのように、よくぞこれまでひどい話を書いた。あなたの受付受理印の中に、今読まなかったけれども、盗人ただけしいと書いてある。これほど人を侮辱する文章を見たことない。

法律論、きちんとあなたは勉強すべきである、増田氏も。地方自治法の百十七条、議長及び議員の除斥、普通公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件または事故もしくはこれらのものに従事する業務に直接の利害関係のある事件について、その議事に参与することはできない。

〔「議事です」と言う者あり〕

○町長（黒岩信忠君） その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。あなたは議会に諮りましたか。

〔「議事です」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 傍聴席、発言しないでください。退席を命じます、再度したらね。

○町長（黒岩信忠君） いいですか、一身上という中に一般質問と質疑と分かれていない。あなた方は、法律を理解できない。

こういうものがある。議会議員が、裁判を行っている係争中の事件についての一般質問の可否、問題、議員自身が裁判を行っている係争中の事件について、他の議員が一般質問できるか。また、裁判終結後なら可能かの問いに対して、決定、不可能である。裁判が続いていようが終わっていようが、議員に関する一身上の事件であり、地方自治法百七十七条に基づき除外の対象になり、一般質問はできない。法律を勝手に解釈するのではない。憲法十六條もそう。何を言ってもいいんだというあなた方の発想。憲法十六條、意味が分かっていない。それでチラシをまいた。それで裁判になった。憲法十六條は、請願を出すことに對してペナルティーはないと書いてあるだけで、内容について何を言ってもいいということは書いていない。裏を返せば、言い方を変えれば、じゃ、それを悪用して請願と称して人の悪口、うそ八百を並べ立てて書いても罰則がないんなら、誰もやるでしょう。それが全く理解できない。何度言っても、理解しようとしな。だから、これ以上続けると提訴も辞さないとあなたに警告をした。そうしたら、最初に訴えてきたのが増田都子氏。うちの議会の広報委員会が略にしたのが悪いということで、広報委員会、議會を訴えたわけです。しかし、法律上、訴訟権は議會に権能がないということで、私がそれを代わって、その裁判を受けてきたと。

そして、その次に、私があなた方を訴えた。そうしたら、松戸の裁判所に町長を呼び出すと豪語していた。どうなりましたか。前橋地裁に送検になったでしょう。そういうのは、都合の悪いことは言わないんですか。そして、私が訴えたら、あなた方の弁護士は、裁判内に立ち入らない。不当訴訟というその文言一つで、裁判の中でそのものを争うと言っていないながら裁判の中に立ち入らないで、入り口でそれを一蹴しようとした。何が起きるか。不当訴訟というのは、民法一条三項の規定により、権利の乱用これを許さずという言葉がありますけれども、その項目の中に明らかに違法な訴訟を起こすのを不当訴訟、もう決定しているにもかかわらず、それを法律でうたわれているにも、それを違った中で因縁をつける、こういうのを不当訴訟という。

ですから、裁判が不当訴訟じゃないということになると、あなた方は、何も主張していない。つまり私の言ったことが裁

判所が認定して判決を出すと、簡単な話になる。あなた言ったでしょう。新井祥子議員がこの中で、私はどの場所でもこういう行為をしたんだか示せと言ったら、そんなこと裁判所でやれ。議会でやるところじゃないと散々言っていたのかかわらず、何であなたは都合よくなると、自分の都合で議会に持ち込むんだ。こんなものを議会に持ち込むべきものじゃない。一般質問をあなたはきちんとしてでしょう。不服なら、行政手続でも何でも取ってくればいいでしょう。あれなら裁判も起こせばいい、幾らも受けて立つ。

一般質問だから許されるなんていうことはどこにも書いていない。あなた方、法律の解釈、解説ができない。好き勝手な憲法十六条を振りかざし、そして、百十七条も無知の考え方を羅列している。私に対して盗人ただけしいと文章には書いてある。真っ赤なうそを並べて。これほど無礼な文章を見たことない。今後、またこのことについても考えてみたい、このように思っています。

○議長（宮崎謹一君）　ただいま町長からお話ありまして、議会といたしましたも、一般質問の受付について慎重にいきたいと思います。

私になって、この一般質問内容を確認いたしましたところ、大変ただいま裁判中の問題が含まれており、また一身上の問題もあるということで、除斥以前に、この一般質問は受け付けるべきではなかったかなというふうに私は考えております。以上です。

続いて、請願四、「旧泉南荘跡地の六階建て建築計画に対し反対を求める請願書」について、紹介議員から趣旨説明を願います。

市川祥史議員。

〔三番　市川祥史君　登壇〕

○三番（市川祥史君）

旧泉南荘跡地の六階建て建築計画に対し反対を求める請願書。

要旨。

旧泉南荘跡地の六階建て建築計画は、景観まちづくり協定に反するため、同協定に沿った階数に改めることを求めます。
請願理由。

今般、(株)ニューコーポレーション(以下「事業者」といいます。)が旧泉南荘跡地に「泉水プロジェクト」と称して六階建ての建築物の建設を予定しています。しかしながら、これは、景観形成重点区域に当たる西の河原地区の景観まちづくり協定及びガイドラインに明らかに違反するものです。

具体的には、同協定及びガイドラインにおいて、建物階数は二階または三階を基本とする。やむを得ず四階とする場合は、四階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにするという約定があるところ、これに真っ向から反します。景観まちづくり条例では、第六条において、一、事業者は、自らが景観まちづくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。二、事業者は、街なみガイドラインを遵守し、周囲の自然や街なみとの調和に十分に配慮するものとする規定されております。

景観まちづくり協定及びガイドラインは、地域住民の合意の上で作成され、これを遵守してその後のまちづくりが行われてきたものですから、これを反故にする建築物の新築を許すことは、景観まちづくり協定及びガイドラインに反する建築の乱立を許し、これまで住民たちにおいて守り、育んできた西の河原通りの温泉情緒の街並みを台なしにすることを意味します。それにもかかわらず、現状は、事業者により地域住民の反対を無視する建設が強行されようとしております。当事業者は、令和元年度に地蔵地区一件、西の河原地区二件を景観まちづくり条例やまちづくり協定に基づき建築物の改築を実施していることから、条例や協定を知らない訳はありません。

ついては、事業者に対し、行政から協定の遵守を指導することを強く求めます。また、大規模行為に該当する建築行為であることから、審査において景観審議会の開催による意見聴取を強く要望いたします。

この建築が悪しき前例となり、景観形成重点区域でも六階までは大丈夫ということになれば、何のための景観条例、協定なのでしょう。古きよき街並みを守るのは、行政の使命です。行政及び景観審議会が協定違反による開発行為の抑止力に

なっていただけのことを町民として切望いたします。

最後の署名十七名を添付いたしました。が、こちらのほう、山本館からの住民と、あとは協議会の歴代会長の名前を入れております。ご確認をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいま朗読した請願及び陳情等文書表のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

八月二十四日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙の議事予定案のとおり決定すること、しかし、議事予定案の中で本会議終了後、議会改革特別委員会、議会運営委員会とありますが、付託案件のある議会運営委員会を先にして、議会改革特別委員会を後ということにしたいと思います。よろしくお願いします。

別紙議事予定案、今、訂正しましたが、そのとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

なお、最終日の本会議までの間、各担当委員会においての審議並びに決算書の検討についてよろしくお願いいたします。
大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後二時四十六分

第
二
日

九
月

九
日

(金曜日)

本
会
議

令和四年第八回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和四年九月九日（金曜日）午前十時開議

第一	開 議
第二	議事日程の報告
第三	付託議案にかかる委員長報告 総務観光・民教土木常任委員長 温泉温水対策特別委員長
第四	議案第四号 質疑・討論・採決
第五	議案第五号から議案第七号 質疑・討論・採決
第六	議案第八号から議案第十号 質疑・討論・採決
第七	議案第十一号及び議案第十二号 質疑・討論・採決
第八	議案第十三号及び議案第十四号 質疑・討論・採決
第九	議案第十五号 質疑・討論・採決
第十	議案第十六号 質疑・討論・採決
第十一	議案第十七号 質疑・討論・採決
第十二	議案第十八号 質疑・討論・採決
第十三	議案第十九号 質疑・討論・採決
第十四	議案第二十号 質疑・討論・採決

第十五 議案第二十一号 質疑・討論・採決

第十六 請願及び陳情書にかかる委員長報告

議会運営委員長

総務観光常任委員長

民教土木常任委員長

第十七 議員派遣の件

第十八 付託議案外にかかる委員長報告

議会運営委員長

総務観光・民教土木常任委員長

温泉温水対策、災害・経済対策特別委員長

議会改革特別委員長

第十九 一般質問

第二十 閉 議

第二十一 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番 安 齋 努 君 二 番 有 坂 太 宏 君

三番	市川祥史君
五番	小林純一君
七番	中澤康治君
九番	中澤広夫君
十二番	宮崎謹一君
欠席議員(なし)	
四番	安井尚弘君
六番	金丸勝利君
八番	湯本晃久君
十一番	宮崎公雄君

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君
教 育 長	富澤勝一君
税 務 課 長	黒岩一弘君
企画創造課長	田中浩君
住 民 課 長	堀田高史君
健康推進課長	和田修君
土 木 課 長	川島和武君
会 計 管 理 者	一場礼子君
こどもみらい課長	高井洋一君
福祉課課長補佐	越前谷学君
総務課課長補佐	宮崎直也君
温泉課課長補佐	黒岩英徳君
副 町 長	福田隆次君
総 務 課 長	石坂恒久君
税務課課付課長	熊川一記君
観 光 課 長	宮崎健司君
福祉課 長	中沢一夫君
生活環境課長	宮崎雄一君
上下水道課長	中澤好一君
温 泉 課 長	関 亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君
ベルツこども園長	橋爪保君
企画創造課係長	大坪真理子君
上下水道課主査	田村友彦君

事務局職員出席者

企画創造課主査	宮崎恭嗣君
温泉課主任	小山真太郎君
総務課主査	清水聡之君
総務課主事	田中芙由美君

議会議務局長	萩原健司
議会議書記	新田美幸

開 議 午前十時一分

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程のとおりでございます。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告お願いします。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） おはようございます。

令和四年第八回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、九月六日、草津町役場第一委員会室におきまして、委員五名、傍聴議員五名の出席の下で慎重審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

一、議案第十三号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、国が人事院規則の改正によって妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数制限の緩和等を実施することから、草津町においても同様の条例改正を行うものであります。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第十四号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、国による地方公務員等共済組合法の改正に伴い、新たに共済組合員になる非常勤職員に対して福祉事業に関する貯金の積立金及び貸付けに関わる償還金について給与から控除できるようにするため、所要の改正を行うものであります。当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第十五号 草津温泉熱乃湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、温泉文化の伝承を踏まえ、伝統芸能及び文化の振興に寄与するため、施設の安定的な管理運営と観光に関する情報提供に資することを目的として熱乃湯の使用料の改定を行うものです。

内容としては、湯もみと踊りの公演観覧料について、一般の大人が二百円の値上げ、その他には町民大人が百円、町民子供が五十円などの値上げを行う内容となっており、そのほかには湯もみ体験が二百五十円値上げの五百円に、特別公演等に関する貸切り使用料については四万五千円の値上げを行うとする内容となっております。

委員からは、貸切りに関する実績状況などについて質問がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第十六号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第六次）（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第六次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において一億七千四百七十万一千円増額しようとするものであります。

主な内容としては、十一款地方交付税のうち、普通交付税の交付額の確定により二億四千九百九万六千円の増額、十七款財産収入のうち、財産貸付収入において二百五十九万五千円の減額、二十二款町債では臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い七千八百十万円の減額となっています。

次に、歳出における担当項目として、一億五千九百四十五万二千円を増額しようとするものであります。

主な内容としては、二款総務費、財政調整基金積立金として一億四千万円の増額。同じく総務費のうち、一般管理費において条例改正業務委託料や、企画費において草津町行政指針の改定業務委託等で六百九十九万六千円の増額。八款土木費の都市計画費では温泉門配湯施設関連の設計業務委託で百九十三万六千円の増額。九款消防費では防災服の購入経費や防犯カメラの更新費用などで八百九万五千円の増額となっています。

委員からは、温泉門配湯施設ポンプ室建屋設計の内容や人件費の手当の増額理由などについて質問がなされ、当局から内容の説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第二十号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第四次）。

本議案は、収益的収入及び支出の千客万来事業収益、営業外収益において西の河原駐車場の土地取得に伴う草津観光公社ほかからの土地使用料として二百万六千円の増額。千客万来事業費用、営業費用において職員手当で五十五万七千円の増額をしようとするものであります。

委員からは、西の河原駐車場の取得時における地役権に関するその後の状況等について質問がなされました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） それでは、民教土木常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和四年第八回草津町定例議会におきまして、当委員会に付託されました議案について、去る九月七日に第一委員会室において、委員六名、傍聴議員四名で慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

一、議案第十六号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第六次）（担当項目）について。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第六次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において一千七百四十万一千円を増額しようとするものであります。

主な内容につきましては、国庫支出金で新型コロナウイルス接種事業国庫負担金として八百七十一万四千円を増額。新型コロナウイルスワクチン接種国庫補助金で八百七十二万七千円を増額となっております。

次に、歳出における当委員会の担当項目については、総額で三千二百六十九万円を増額しようとするものであります。

歳出の担当項目における各款項予算の主な内容としては、総務費では戸籍住民基本台帳において住民基本台帳ネットワークシステム管理事業として二十一万四千円を増額。

民生費では、社会福祉総務費において、返還金として百八十二万二千円を増額。地域生活支援事業として九万円を増額。

児童福祉費において、人件費として二十二万四千円を増額。児童福祉費で、ベルツこども園運営事業として八十八万三千円を増額。

衛生費では、予防費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業として一千七百九十一万四千円を増額。火葬場費において西部火葬場運営管理事業返還金として三十五万八千円を増額。墓地費において、墓地事業として百二十五万八千円を増額。清掃総務費において、クリーンセンター運営管理事業として百八十万円を増額。

土木費では、道路橋梁維持費において、町道維持管理急破修理事業として二百七万五千円を増額。除雪作業車維持管理費として百三十五万円の増額。住宅管理費において、町営住宅中島団地管理事業として四百五十万円の増額。

教育費では、学校管理費において、小学校運営管理事業、中学校運営管理事業として十万二千円を増額。

委員からは、草津町給食代替保護者支援金、クリーンセンター運営管理事業の修繕費の内容、新型コロナウイルスワクチン接種事業、町道維持管理急破修理事業の機械等機具の内容について質疑がありました。また、町営中島団地管理事業の具体的な内容について質疑があり、当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第十七号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第一次）について。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出とも百一万六千円を増額し、予算の総額を九億一千九百十八万円とするものであります。

歳入においては、県補助金、特別調整交付金として十六万六千円の増額。繰入金で国保財政調整基金繰入金として八十五万円の増額をしております。

歳出においては、総務管理費、一般行政経費として十六万五千円の増額。保険給付費では、増目として新型コロナウイルス感染症傷病手当千円の増額。諸支出金、保険税過誤納付金として八十五万円の増額。

委員からは、新型コロナウイルス感染症傷病手当金について質疑があり、町当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第十八号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第一次）について。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入予算の補正はなく、歳出予算において補正をしようとするものであります。

歳出において、人事異動に伴い、下水道施設整備費の人件費として四百八十六万八千円の減額。下水処理場再構築事業の各種設計委託として二百万円の増額。建設改良工事として二百万円の減額。維持管理費、維持管理事業人件費一名減員によるものとして三百七十一万四千円の減額。処理場維持管理事業委託料として五百四十一万四千円の増額。予備費として三百十六万八千円の増額。

委員からは、処理場維持管理事業の施設管理委託について質疑があり、町当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第二十一号 建設工事業委託に関する協定の締結について。

本議案は、令和四年度草津町下水処理場第二期建設工事業委託に関する協定を日本下水道事業団理事長、森岡泰裕氏と随意契約により協定金額の六億二千二百万円で締結しようとするものであります。

本協定の期間は令和七年三月までとし、新たな建設の沈砂池ポンプ棟の建設工事であり、令和四年度から令和六年度まで債務負担行為として建設を行うものであります。

本協定の相手方については、処理場再構築に係る一連の事業であるため、第一期工事協定の受任者である日本下水道事業団と引き続き随意契約で進めたいとの説明がなされました。

また、本年度末で再構築事業の進捗状況は約三〇％であること、債務負担を三年にした理由について当局から説明がなされました。

委員からは、資材の高騰について及び工期の延期について質疑があり、町当局から説明がなされました。
当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
以上、付託議案に係る民教土木常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、温泉温水対策特別委員会特別委員長より報告をお願いします。

〔温泉温水対策特別委員長　宮崎公雄君　登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎公雄君）　それでは、令和四年第八回草津町議会定例議会において、当委員会に付託された議案につきまして、九月八日十時、第一委員会室にて、出席議員全員の下、審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第十九号　草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）についてであります。

本議案は、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計における補正予算であります。

初めに、収益的支出のうちの事業費の営業費につきまして、旅費で五万円、修繕費で四百万円、賃貸料で三十五万八千円、委託料で十六万六千円、合わせて四百五十七万四千円を増額計上し、事業費総額を四億五千八百五十一千円とするものであります。

次に、資本的収入につきましては、温泉分担金の増収、四件分を合わせて二千三百二十万九千円を計上し、資本的収入総

額を三千四百三万五千円とするものであります。

支出につきましては、工事請負費一件、一千六百万円の増額により、資本的支出総額を二億八千四百五十三万八千円にしようとするものであります。

委員からは、修繕の場所などについての質問がなされ、当局から共同浴場の千代の湯のトイレ修繕についての説明がなされました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告いたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

◎議案第四号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第四号 令和三年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本です。着座にて失礼いたします。

百五十三ページから百五十四ページにかけてのところでございますが、今回、ここ数年の決算との一つ大きな違いというところがここに表れているんですが、十二款予備費のところでは左ページの右から二番目の欄、予備費支出及び流用増減というところ、ここ数年ゼロであったことが多かったんですけれども、今年度においては一千八百二十四万九千円の減というところで、予備費から幾つかの支出が、今までの十二次までであった補正の後なのか、そういうところで行われていたものがあつたようです。決算書の中で幾つかそれに関して質問をさせていただきます。

九十六ページ、下のほうです。火葬場費の西部火葬場運営管理事業の中で、二十一節で補償金、額としては十四万三千六百七十円というものがございます。この補償というものが発生した状況、それと何か事故ですとかそういうものがあつた

とすれば、それに対して再発対策というか、そういうものがなされているのかどうかという点をお願いいたします。

続きまして、百三十ページ中段、消防費の消防施設費、十四節維持補修費二百十万九千円、これの発生した時期と内容についてお願いいたします。

続きまして、百五十二ページ、給食センター運営管理事業の中で、十二節草津町学校給食センター抗ウイルス剤噴霧作業業務委託七十二万六千円が計上されておりますが、この時期と内容についてご説明をいただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 最初、予備費については総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、予備費の関係につきまして、湯本議員のご質問にお答えいたします。

百五十三ページ、ご質問のとおり、予備費、支出及び流用増減の欄に一千八百二十四万九千円の欄が三年度の決算には計上されております。これは、二年度までの予算の編成の中で、今までは予備費を、ここで決算を取らずに補正予算のほうで後づけで報告をさせていただくような計上の仕方をしておりました。これは自治法の二百十七条で決められている予備費の中で正しい決算の方法にしようというところで、予備費で使ったものは予備費で決算をさせていただくというような計上で、令和二年度と三年度の計上の仕方が違うという状況になってございます。

内容につきましては、ご質問の各課の担当になると思いますので、状況についてはそういう方法が変わったということでご理解いただければと思います。よろしくお願いをします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか、予備費については。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、火葬場の関係で補償金というのがどうかというのをお願いします。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

九十六ページの補償金、二十一節十四万三千六百七十円の支出についてご説明申し上げます。

昨年度の令和三年八月二十八日午前八時三十分頃、西部火葬場の火葬炉スイッチが起動せず、当日中に火葬を行うことができなかった事故がございました。そのことが原因で、当日火葬のご予約をいただいております施主様二件について追加霊柩車費、遺体安置費などの追加費用を発生させてしまい、緊急の案件であったため予算措置がされておらず、この件についての補償料といたしまして予備費充用とさせていただき支出を行いました。

事故の原因については、西部火葬場には火葬炉設備と連動する電気計装設備を設置しております。その電気計装設備を格納しているパネル板の中の湿気が原因で、電子部品の作動不良を引き起こしましたので、事故後については対策を施し、事故が発生しないよう管理しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、消防費についてです。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、決算書百三十ページのご質問の消防費の維持補修費二百十万九千九百十円の決算の内容についてお答えをさせていただきます。

この内容につきましては、内訳としまして、防災行政無線機器の更新費用で、まず七十二万三千二百五十円が修理代としてかかっております。また、この本消防施設費も予備費のところに計上があるとおり、消防団の六分団、前口の詰所におきまして、令和三年の十一月十一日に火災予防広報を終えた消防車を格納しようとしたところ、突然陥没があったというところ

ろで消防車両がそこにはまってしまつて緊急の是正工事を要することになったということでございます。これを予備費を充てさせていただきまして、決算で百三十八万六千六百六十円がかかったという内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

〔「給食センターの」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） すみません。

給食センターの件。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、引き続き湯本議員のご質問にお答えします。

百五十二ページ、三目給食センター費、説明欄の給食センター運営事業、中段、十二節にあります草津町給食センター抗ウイルス剤噴霧作業につきましてですが、今年一月三十一日になりますけれども、給食センターの職員にコロナウイルスの陽性者が発生されました。それが確認されたため、給食センターを五日間閉鎖させていただきました。センター再開に当たり、安全措置としてセンター内約五百平方メートルを消毒専門業者によって抗菌作業を行ったものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 失礼しました。

以上でよろしゅうございますか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

まず最初、七十六ページの民生費の中の草津なでしこサポート事業の中身と利用実績のほうをお願いしたいと思います。それと、同じく福祉の関係で八十八ページ、町内循環バス支援事業の中の印刷製本費の項目があるんですけれども、これをちよつと本当は予算で聞けばいいんですけれども、聞きそびれているのでお願いしたいと思います。

あと最後に、教育費の関係のところで百四十六ページ、音楽アカデミーの決算が、予算と比べると三百万ほど減額になっているんですけれども、そのの中身をお願いしたいと思います。

以上、三点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） それでは、福祉課長。

〔福祉課長 中沢一夫君 登壇〕

○福祉課長（中沢一夫君） それでは、有坂議員のご質問にお答えさせていただきます。

七十六ページの下段で草津なでしこサポート事業でございますが、十万四千四百四十五円の支出でございます。こちらは、コロナ禍によって大変な思いをされている女性への支援策として生理用品を配布する事業でございます。購入は三百セット、現在およそ五十セットが残数となっております。

広報につきましては、令和三年五月の広報いでゆに掲載しております。

続きまして、八十八ページの町内巡回バス外出支援事業における十節の印刷製本費でございます。こちらは、町内巡回バスの回数券を印刷したものでございます。

用途としましては、草津町高齢者運転免許証自主返納支援事業におきまして、自主返納をなされた方への支援として利用をするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、音楽アカデミーの関係。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、引き続きご質問にお答えします。

百四十四ページ、百四十五ページにかけての社会教育費、十八節負担金及び交付金の不用額三百三十八万三千七百二十一円について説明申し上げます。

説明欄下段にあります草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業の中に、十八節群馬草津国際音楽協会補助金として当初二千七百十四万円をここへ計上していましたが、コロナ禍による影響により海外からの講師を招くことができないことによりアカデミー部門では見合わせ、国内に拠点を置く先生方によるコンサートのみとしたため約三百三十八万円の不用額が生じたものになります。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員、よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

三番、市川議員。

○三番（市川祥史君） 二点ほどございます。

四十ページの一番下のほうの草津よいとこ元気基金の寄附金のところなんですけれども、質問とはちょっと異なるかもしれませんが、草津町のトップページから、ふるさと納税の寄附金のところを押すと、直接サイトになりました寄附金の活用という項目がございます。そちらの寄附件数と受領金額というのが平成三十年までの更新で止まっております。あと納付状況一覧というのが平成二十五年で止まっております。こちらのほうを当期決算出たときに更新していただけないかというこ

とと、あとはもう一つ、五十四ページなんですけれども、下のほうのシステム整備運用事業というところの中に、十二番のところの下、草津温泉逆SEOなど調査業務委託七十一万五千円があるんですけれども、こちらの内容と時期について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 二点ですね。

最初、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、よいとこ元氣基金のホームページの公表状況ということで、ご指摘をいただきましてありがとうございます。

こちらの不手際で更新がされていないということになっております。議会のほうには、よいとこ元氣基金につきましては法に基づいて報告のほうはさせていただいておりますので、これもまたホームページのほうでも正しく公表できるように訂正と修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、五十四ページの草津温泉逆SEO等調査ということでのご質問でございます。

これにつきましては、二つの事業の合算額となっております。

一つにつきましては三十三万円がかかっておりますが、これは一月の臨時議会において訴訟議案を上程する際に合わせまして、インターネット、SNS上で草津町を風評する、いわゆるネガティブキーワードがどれぐらいあるかといったところを業者のほうに委託をしたという経費がこの内訳の一つとなっております。

もう一つにつきましては、三十八万五千円の決算になりますが、これにつきましては、インターネット上で検索ボリュームなど既存の当庁のネットワーク環境のデータが集約できる仕組みを今後検討していきたいというところの調査委託をさせてもらったものの二点になってございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 市川議員、よろしいですか。

○三番（市川祥史君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

五番、小林議員、お願いします。

○五番（小林純一君） 決算書の歳出のほうなんですけれども、六十四ページ、ふるさと納税事業費の十二節委託料なんですけれども、これ予算が二十七万五千円に対して二十一万四千五百円と二割ちよつと安くなった要因というのをまず一点お伺いしたいということと、あとここから先、七十四ページ、社会福祉総務費、十節の需用費です。これが七十四ページ、まず社会福祉総務費の十節需用費と、同じく需用費で七十八ページ、国民年金費の十節、七十八ページ、福祉医療費、障害者自立支援事業費で、まためくっていただいて八十ページ、地域生活支援事業費で、めくっていただいて八十二ページの児童措置費、それから八十六ページの老人福祉費のそれぞれ十節なんですけれども、予算に対して不用額の割合がすごく大きく感じられます。それなので、これは単純に予定していたイベントだとか事業ができなかったということなのか、あるいはシステムの変更等があつて合理化された結果、あまりお金がかからずできるようになったということなのか、その辺をお伺いします。

あとすみません、飛びますけれども、九十四ページ、老人保健費の十八節負担金補助及び交付金というのが予算十四万に対して支出ゼロって全く使われていないということなんですけれども、これ内容はどういう補助、交付金だったのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ふるさと納税の関係は、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税、六十四ページの十二節のこのふるさと納税システムのことでよろしかったでしょうか。

この金額が昨年度から落ちたというところなんですけれども、令和二年度の段階で草津町のふるさと納税の特設サイトにつきましては、手数料が、草津町の特設サイトを使うことが最も低利となるというところで、そのご案内を有利にしていきたいというところで、二年度のときに多少システムの経費をかけさせていただいたというところから、それが完成したので通常のシステム使用料の部分が令和三年度には載っているという決算となっております。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 中沢一夫君 登壇〕

○福祉課長（中沢一夫君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

ちよっとすみません。一部聞き取りが間に合いませんでしたので、途中でお願いするかもしれません。すみません。

まず、七十四ページの需用費の執行残でよろしかったでしょうか。社会福祉費、総務費の需用費ですね。

今回、こちらのほうでは印刷製本費等で予算計上しておりましたが、献血の折り込み等に供しまして、その執行残が多く残ったものでございます。

次は七十八ページ、国民年金費の十節なんですけれども、国民年金のほうですかね。そうしますと住民課で。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、小林議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

七十八ページの需用費の執行状況でございますが、三年度につきましては、支出金額がこちらの金額で決算を迎えておりますが、住民課の中で国民年金費以外にも需用費計上しておりますので、その科目の中で間に合うものについては消耗品等を購入した経緯もございましたので、決算を迎えるときには結果として国民年金の費用は少なくて済んだということでご

ざいます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、福祉課長。

〔福祉課長 中沢一夫君 登壇〕

○福祉課長（中沢一夫君） では、引き続きお答えをさせていただきます。

八十ページの扶助費の関係でよろしいでしょうか。

○五番（小林純一君） 七十八ページ、福祉医療費でございます。あとこの一番下の障害者自立支援事業費のやっぱり需用費ですね。八十ページのほうだと地域生活支援事業費の需用費です。

○福祉課長（中沢一夫君） それでは、福祉医療費のほうからですが、消耗品ということで事務用品類を購入する予算でございます。この執行残ということでございます。

それから、七十八ページの一番下、障害者自立支援事業の中で需用費、印刷製本費でございますが、こちらも印刷製本に関わる費用でございますが、執行残が発生したものでございます。

それから、八十ページの地域生活支援事業の需用費でございますが、こちらも消耗品、事務用品等で会議等のお茶も含めたりで計上したものでございますが、集まり等をリモートにするなどで執行残が発生したものでございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 総括的に言えば、需用費が余ったのが多過ぎるじゃないかと、全体的にということなんです。どうしても事務方は予算というのは少し余分に請求をします。私が町長になる前は、予算をすると何が何でも使っちゃおうと、それは許さない。使えるものだけ厳格にして、余ったらまたそれを戻せという指示を事務方には全部していますから、今まで、国もそうなんですけれども、予算があるともう予算を使っちゃえと、そうしないと来年度予算に減額される。もうどこの自治体も同じなんですけれども、そういうことがあるわけでありまして、ある程度予算を多めに取ることはあります。

けれども、余ったものはきちんと戻せというしつけというかルールというか、そういうものを職員に指示しておりますので、いいふうに捉えていただきたいと思います。

○五番（小林純一君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○五番（小林純一君） 今の回答で。

あと、九十四ページの老人保健費、一円も使われていないので、これどういう内容だったのかなというのを教えていただければと思います。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） ただいまありました小林議員の質問にお答えいたします。

ここでは主な事業は食育の事業になります。それなものですから、コロナ禍で食育ということで飲食に伴うことが多いもので、この事業がほとんどできなかったというところで減額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 小林議員、よろしいですか。

○五番（小林純一君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

七番、中澤康治議員。

○七番（中澤康治君） 四つほど質問あります。

まず第一に、五十二ページ、弁護士費用百五十万八千六百円とありますが、そのうちの無料の相談は幾らでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） すみません、ちよつとマイクが離れていて聞き取りにくい。

○七番（中澤康治君） 五十二ページです。顧問弁護士百五十万八千六百円とありますが、このうちの無料の相談費用はどの

くらいでしょうか。一問。

二番目、百十二ページ、下のほうに海外誘客宣伝事業インバウンド五十五万とありますが、ちょっと少な過ぎるんじゃないかなと思うので、何か間違いかと思いますので聞きます。

それから、これは四ページにわたるので、後に回しますが、百三十二ページ、白根山の駐車場なんですが、前は財団で運営していたと思うんですが、今は町でやっているんでしょうか。そして、どうして有料にならないんでしょうか。それが一つ。

最後に、令和三年度の温泉門立体交差に関する総投資は幾らかを知りたいんですが、まず百十八ページ、立体交差建設で一千九百七十一万四千円とあります。それから、次は百二十ページ、下のほうに道路融雪工事がありますが一千八百七十九万二千円、この中に立体交差の融雪工事は入っているんでしょうか。どのくらい入っているんでしょうか。それから、百二十二ページ、真ん中からちよつと下に町単独道路等整備事業三千六百四十一万六千円ありますが、このうち立体交差温泉門に関わる費用はどのくらい入っているんでしょうか。最後、百二十四ページ、一番下に町単独都市計画工事七千七百九十二万二千円とありますが、この中に立体交差温泉門に係る費用はどのくらい入っているんでしょうか。最終的には総計で幾らというのを知りたいと思いますんですが、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君）　まず、顧問弁護士について。

町長。

〔町長　黒岩信忠君　登壇〕

○町長（黒岩信忠君）　無料相談のために弁護士料を払っていません。

○議長（宮崎謹一君）　それでは、インバウンドについての予算についてですが、観光課長。

○七番（中澤康治君）　よろしく願います。

〔観光課長　宮崎健司君　登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

インバウンドに関する費用が少ないということなんですが、現在、インバウンドが海外からの受入れが少ないような状態でございますので、費用的にはノベルティーの費用だとか、あとは負担金を出して合計で五十万五千円の決算を迎えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足説明をお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） そもそも論で、誘客対策は行政ではなく観光協会に委託しておりますので、観光協会のほうでそれなりの予算をつけたと思います。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、百三十二ページの白根山の駐車場の件ですが、これは総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 中澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、百三十二ページのご質問でしたが、駐車場に係る経費はこの中の決算には一切ございません。

また、財団がやっていた時代と、今なぜ無料かということにつきましては、これまで町長のほうで報告が、説明がありましたとおり、今トイレ休憩のみというところの中で無料で駐車料金を頂かずに開放していると、そういう状況にございます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉門関係でどのぐらいかかるかという質問なんですが、これは土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） まず、百十八ページの備考欄の丸の上から三つ目、立体交差建設事業についてご説明をいたします。

一千九百七十一万四千円ですが、立体交差建設に係る令和三年度の詳細設計、こちらが一千五百四十一万四千円、それと令和三年度工事の前払いの負担金が四百三十万円、合計しまして一千九百七十一万四千円となっております。

続いて、百二十ページ、備考欄の下から二つ目の丸、道路融雪施設管理運営事業の中に立体交差の工事費が入っているのかというご質問ですが、こちらの事業は道路の融雪の施設の管理の事業になりまして、町内十二施設の電気料等になっております。立体交差の工事には関係がございません。

続きまして、百二十二ページ、真ん中辺です。丸の町単事業道路等整備事業三千六百四十一万六千六百円でございますが、こちらは町の中のインフラ用の町単事業でございます。トンネルの変位測量したりとか、あとは前口線の擁壁改修工事をしたとか、西殿塚線の道路融雪をしたとか、要は町内のインフラの事業でありまして、こちらも立体交差の費用は入ってございません。

最終的に幾らかかるかというご質問なんですけれども、立体交差のプロジェクトがいろいろな課で多岐にわたって支出がありますので、今の段階で最終的に幾らというのはまだ出ておりません。

ご質問については以上の回答とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 中澤康治議員の質問にお答えいたします。

百二十四ページ、都市計画費、都市計画総務費の中が一番下になります町単独都市計画整備事業のうちで温水門に係る費用ということですが、十二節の委託料で草津温泉門設計業務委託ということで七百六十七万八千円を支出しております。立体交差温泉門関係について、企画のほうで所管するものについては今申し上げた七百六十七万八千円しか、令和三年度のほうは支出はしておりません。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 以上で中澤康治議員の質問に対する各課長の答弁を終わります。よろしいですか。何か各課に紛れて温泉門の工事費をやっているんじゃないかというふうに取りられますが、温泉門につきましては、現在進行中でありますので、完成してから詳細にわたって幾らかかったかということは分かります。よろしくお願いします。ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はないですね。

なければ、質疑を終了し、討論を省略し、採決したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第四号について原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第四号については、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第五号、議案第七号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第五号から議案第七号までの決算認定議案について一括質疑を行います。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号から議案第七号までについて原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号から議案第七号までについては、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第八号、議案第十号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第八号から議案第十号までの決算認定議案について一括質疑を行います。
質疑のある方ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第八号から議案第十号までについて原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第八号から議案第十号までについて、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第十一号及び議案第十二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十一号及び議案第十二号の決算認定議案について質疑を行います。

八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本でございます。

議案第十一号について質疑をさせていただきます。

二ページ、資本的支出の中の建設改良費で、予算の二億二千六百万円に対して三千八百万円の不用額が出ておりますが、工事が何らかの理由で執行されなかったというところがあつたのか、その内容と、あと、今年度以降においてその工事は実施されていくのかというところについてお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 一点でよろしいですね。

温泉課長、お願いします。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

建設改良費不用額三千八百万円の内訳ということなんですが、昨年度、当初予定されていた工事は予定どおり行われました。改良工事ができなかったことによる不用額ということではありません。

すみません、決算書の十三ページをご覧いただきたいんですが、改良工事は十一件行われ、入札などにより価格を抑えられたことがまず不用額の大きな要因になります。

上から四段目に国道二九二号線、温泉門の関係になるんですけれども、配水管、温泉温水管布設替え工事の関係になるんですけれども、これも工期も三月までということですね、急な内容の変更ですとか、また不足が生じないようというところで三月に補正を組んでいただいたような内容になります。その結果、不用額が大きくなってしまったのではないかと内容になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十一号及び議案第十二号について原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第十一号及び議案第十二号については、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第十三号及び議案第十四号の質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十三号及び議案第十四号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号及び議案第十四号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十三号及び議案第十四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十五号の質疑、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十五号につきまして質疑を行います。

小林議員。

○五番（小林純一君） 熱乃湯の値上げということなんですけれども、ここに出ている改正後の料金で町民のほうも上がるような形になっておりまして、私個人の考えでは、恐らく町民ってお風呂に入りたいとかスキーに行きたいというのではなく、どっちかというと誰かを案内して行くとか、自分が楽しむために行くことってあまりないんじゃないのかなというのがありますので、これちよつと質問としては町民がどのくらい利用しているのか、今の実態を教えてほしいということと、あとは町民の値段に関しては町長のほうが決められるということなので、こっちはその辺ちよつと考慮していただけないかなという要望を含めての質問になっちゃって申し訳ないんですけれども、今の利用実態を教えていただけたらと思います。

○議長（宮崎謹一君） 今の質問については、企画課長、お願いします。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

町民の利用実績ということなんですが、すみません、ちよつと町民と町民以外の利用データが手元にはないんですが、経緯としては、それほど小林議員のお見込みのとおり、町民の利用というのはほとんどないに等しいことになっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○五番（小林純一君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 議案第十五号 熱乃湯の料金の改定なんですけれども、決算書にも観光事業として観光協会に約七千

七百万円近く、町から出しているわけなんです、なぜその中での料金で賄えないんでしょうか、今回の改定は。それをつお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 有坂議員の質問にお答えします。

交付金からの七千万円近くの観光協会への補助というんですかね、交付金の手当というのは、この事業とは関係なく、今回のこの事業の値上げは熱乃湯の運営に関するものと、あとは改定の理由としては、熱乃湯のプロモーションの費用の確保ですとか、DMO事業の費用の確保、それと将来を見据えた人材の確保、熱乃湯の水道光熱費の運営費用に係る経費の高騰に関する手当、中長期的に見た経費改善及び健全化ということで料金改定をさせていただいてますので、ちよつと今、有坂議員のご質問の観光協会に充てるお金とはちよつと内容の性質が違ふものとなっていますので、ご了承ください。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員、よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） 観光協会の管理施設ですよね、要は。それで指定管理をしているわけなんですけれども、今の課長の説明で大体別の会計でやっているということとは分かったんですけれども、それを聞く前の段階で結局町が多額の予算を使って観光協会に援助しているというか、そういう金額があるのに、自分が今、中身が分かっていなかったあれだけなんですけれども、その費用があるのに改定する理由がちよつと知りたかったということなんですけれども。

○議長（宮崎謹一君） ちよつとよく分からないけれども。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） つまり、観光協会に年間に全部でいろいろな項目ありますけれども、公益会計、事業会計といいいます。公益のほうに対して一億近く、いろいろな項目ありますけれども、出しています。DC、プレDCとか何とかという感

じの中で名目は違うんですけども、出ております。

私になったとき、単純に計算すると町から出たお金は五千五百万でした。私が町長になった瞬間、協会から三千万円というふうを増やしてくれと、つまりプレＤＣということで、それを観光でお客様呼ばないと今、草津町大変だということを出しまして、それでそれがだんだん増えてきて、いろいろな項目ありますよ、委託費みたいな意味なんですけれども。

それとは別に今度は収益会計、熱乃湯のね。これも私になる前が六千五百万から七千万ぐらいの売上げだったと。それで、あれを改修、建て替えたら、観光協会の努力と認定しますけれども、一億七千万を超えていったという、非常にある意味じや豊かな会計というか団体になったというのは事実です。

ですから、委員会でも述べましたように、それを減額しろという意味ではないんだと思うんですけども、予算については私の執行権ですからどう考えるか、よく考えてみたいと思うんですけども、はるかに厳しいのが観光公社ということはこの間言いましたよね。そのバランスを考えなきゃならない。そして、将来負担比率というのがありまして、行政というのは第三セクターの経営状況が反映してきます。ですから、国や県がつまり将来的に赤字になって、夕張市がいい例だったんですけども、会計を別々にしておいて決算のときだけそれだけ見るような、そういうものをしたわけですけども。それを許さずに第三セクターは第三セクターの赤字が幾らになっているんだと、それは結果として行政に対してそれは将来負担をしていかなきゃならないという中で、観光公社というのは県や国から、言葉は悪いんですけども目をつけられていたと。そういう意味でも、私になったときも、前副町長からこのままだと経営が成り立ちません。ですから、ゴンドラ動いていたんですが、ゴンドラだけ止めさせてくださいと言われました。だけど、私は止めないと、私になってゴンドラ止めたというのは寂しいからであると。何とかしていきたいという中でやりくりして真っ赤っ赤、累積赤字三十億ぐらいかな。それで、観光公社の赤字が毎年三千から五千台になったと。そういう中で、再生をしなければいけないということで思い切った手法を取ってきました。それは何度も口酸っぱくして言っていますけれども、そういう中で再生を遂げてきたということになると。

観光公社は町の財政に直接反映してくるんです、これは。そして、委員会でも述べましたように、令和二年度で四億、令

和三年度で二億、営業赤字を出しております。六億を超えていると、普通倒産です。これを潰さないようにあの手この手や
って、指定管理料の減免、さらには劣後ローンという意味がご理解できない方もいますけれども、くれたわけじゃない。貸
しているんです。ただほかの債権者より取る順序が後になるよという、そういう意味ですけれども。そういう中で何とか令
和三年度までのいで、令和四年度からは、私の目標は五千万の営業利益、経常利益を出していきたいということで頑張っ
ているわけなんですけれども、それから見ると、観光協会のほうがはるかに健全だと思います。つまり、与えられたもので
運営すればいいわけですから。そういう意味では、委員会では何度も皆さんに言いましたが、深刻な状態なんです。と言
ったことは改めてユーチューブで入っているところで述べたいと思いますけれども。その中、観光協会も、観光公社がリフ
ト料金上げたんだからうちも上げてくれという趣旨だと思えます。そういう意味で、行政として受け入れて議案にしたと
いうことでございますので、それは議会の皆さんにもそれぞれの意見がありますから、自分の意思で賛否の意見を出してほ
しいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員、よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 先ほどは失礼しました。

続いて、議案第十五号につきましては質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十五号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第十五号については原案のとおり可決決定いたしました。

ここで十一時三十分まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時十六分

再 開 午前十一時三十分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じまして再開いたします。

議案第十六号から二十号までは、これから補正予算に係る問題であります。よろしくお願いします。

◎議案第十六号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十六号につきまして質疑を行います。

金丸議員。

○六番（金丸勝利君） 六番、金丸です。

十ページの下、都市計画費の都市計画総務費の町単独都市計画整備事業で各種設計委託というふうにあります。総務のほうで傍聴はさせていただいたんですけれども、そんな中、新たに人用の通行用のボックスカルバートを設けることによって、ある意味、その設計の委託というふうに向ったんですけれども、そんな中、旧サカタスタンダード側のほうにそれを設けるという話で、自分がふと思ったのは、もしかしたら土木の関係にも入っていつてしまうのかもしれないですけれども、ITALOのほうから下りてきた方が階段を下りてきて、その方はどういう形で動線で歩く予定で設計をされるのかなというのと、あとは、町長がそのときお話しされた上の駐車場も融雪にして車椅子の方やなんかも困らないように通行できるような形を取るというようなお話を聞いたんですけれども、その設計の詳細な内容とかを教えていただければというふうに思います。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 金丸議員のご質問にご説明をいたします。

歩道なんですけれども、立体交差ができて道路の線形は大きく変わるんですけれども、今の歩道と同じ方角に下から見ますと左側ですね。今の歩道と同じほうに歩道はできます。線形は変わりますので、今の歩道より十メートルぐらい擁壁側にちよつと位置はずれるんですけれども、歩道がつかます。ITALOさんの下のミヤザキさんの辺で今の歩道に据え付けるという形になります。歩道の下の方の入り口のところなんですけれども、カルバートを見て左側の入り口は階段がつかます。高低差が大体六メートルぐらいで二十段の階段が踊り場を挟んで二段というそんな感じのイメージになります。ちよつと駐車場の融雪の関係は少しお時間をください。すみません。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 議会の皆さんの議決をいただいて、当初カルバートは一つということでしたが、これは県と町

との協議の中の事務方同士の打合せで決定していたことなので、私もそれはそういうふう判断しました。

そして実際問題、皆さん、あそこに立ったときになんか狭いなという感じを受けたと思うんですけれども、道路が七メートル近くあります、あの抜けたところが。ですけれども、六メートルほどであると、六メートルぐらいのカルバートがある。そうすると、上から来て右側が壁ぎりぎりに向かっているとやはり離さなきゃならない。そして、四メートル道路を入れるとすると、歩道が一メートルちよつとぐらいになる、両方で取れるかと思えます。そこにガードレールを入れて歩行者は通るといふ設計だったんですけれども、逆側ならいいんですけれども、向かってきて遠心力で外へ逃げようとする車がですね。カーブで突っ込む可能性があるかと判断して急遽、私、判断を変えました。それなので、こちらから行くと、上から行くと左側のサカタスタンド寄りのところに歩行者専用のカルバートをもう一つ入れるという考えをしました。

じゃ最初からそうすればいいじゃないかということなんですけれども、やはり県も、うちの事務方もそうですけれども、予算的な問題があると。だから、例えば、それを最初から六メーターを八メーターで造りゃいいじゃないかとすると、単純に二メーター分だけ足せばいいということじゃなくて、全体の重みが出てくるんですね。そうすると、もうそれだけのスペースを取らなきゃならないということになると、それを今度厚みとかいろいろな過重で相当また金がかかるということ、そこに歩道を入れたからといってとてつもなく変わるかというと、私の判断はそれほどでもない。

でも、今後百年以上もずっと使っていくわけですから、後でいや、参ったは困るので、私の判断でそこに入れるという歩道専用を入れるということをいたしました。それなものですから、今度は温泉門の修景が少し変わるということで、またその設計が影響出てまいりますけれども。あの地盤が物すごく軟弱なんだそうです、ボーリングして。そして、一回掘ってミルク材を注入して固めて四十日ぐらい待ってテストしてまたやると。ですから、大変工期が長引いているというのはそういう意味なんですけれども。そのように形の中で安全対策のために変更しましたけれども、歩道を入れるということでご理解いただきたいと思います。

それと、駐車場のほうについては、基本的には融雪じゃないんですよ。ただお客様が、車椅子が通るところに雪かきしても難しいと。それなものですから、そこに歩道ができて車椅子も通れるようにします。だから、それはそこに融雪を入れておく。それと人が車を降りて階段を上がる部分、それともう一つは、車もちょっと坂上がるところ、その部分が滑る可能性があるということ、この前申し上げたとおり、温水で融雪をして使った温水が湯だまりのところに戻して無駄のないような形の中で様々な融雪に、温泉門から下も両方歩道が通りますから、そこにも融雪入れておきますから、決して無駄にならないということで委員会では申し述べさせていただきました。そのようにご理解お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 金丸議員、よろしいですか。

○六番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

安齋議員。

○一番（安齋 努君） 一番、安齋です。

委員会で傍聴させていただいたときに、ちよつと後でお伺いしたいなと思った点がありまして、それが十一ページです。十一ページの消防費の中で、これが補正が八百九万五千円とありますが、この中で、その中の説明で十七のところでは、この購入費とおっしゃっていたと思うんですけども、この防災服というのはどのようなものか、今まであったそれを買いたくはないのか、それとも昨今の自然災害、激震化しておりますけれども、そういうものに備えるものなのか、どういふものなのか、ちよつとそこら辺の説明をお願いできればと思いますが。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、安齋議員のご質問にお答えいたします。

今ご質問のありましたとおり、大きな目的としましては、災害に備えての職員のユニホームをそろえるというようなイメージになってございます。この内訳、六百五十万円につきましては、いわゆる消防団が着ているようなイメージをしてもらえると分かりやすいと思うんですが、消防団員が着ているようなものというか、報道等でテレビで各自治体の、都の職員が着ているような、ああいったおそろいのものというか、これはいわゆる目標としては、町民やお客様がこれが役場職員だと分かるように安全・安心対策のために統一したものを初めて用意するものになります。

作業着自体につきましては、町は被服貸与条例がございしますが、これに伴わず十五年更新をしてこなかったというところで、今回、今後の有事の際に備えて職員用のユニホームの上下、それからキャップ、また積雪寒冷地ということでウェアの上だけを、四点を職員一人当たりにならえていきたいという内容のものになってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 補足をいたします。

何で買い替えるかということなんです、今、課長が言ったとおり、十五年も使っている。私も職員と同じものを着ていますけれども、元白根山の噴火のときの噴火と同時に私はネクタイを外し、戦闘服、その防災服に着替えました。そのときに、草津町長がカメラに映るんですね、物すごい勢いで。何か変な言い方、しょぼいなど、ユニホーム。例えば、東京都でもどこでも、きちんとした態勢で職員がピンと並んで、それでこの態勢に入っているという、目で見るというのも大切なだと思います。それですから、私も当然同じ服を着て、何かあれば災害対策に臨むということでございます。

議会もたしか作業服そろえていますよね。これは議会としてそろえていただいて。たしかその経費を町が持っていると思うんですけれども、それ何年も前ですけれどもね。それも更新しろというなら、また考えてみますけれども。

いずれにしろ、災害対策というのはどこよりもスピーディーにやらなきゃならない。そのときにやはりいろいろな支度で行動すると誰が誰だか分からなくなりますよね。それで、やはりユニホームを着ていると、あ、草津町だというのが分かる。そして、カメラに映るときにさすが草津だというような感じというものも大切だと思うんですよね。日本一の温泉地の作業服というか戦闘服というか、それがみすばらしいものだという何となく感じがするものですから、作り替えるということを判断いたしましたので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 安齋議員、よろしいですか。

○一番（安齋 努君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

中澤議員。

○七番（中澤康治君） 再び温泉門についてなんですが、今お伺いしますと、歩道は二十段も造る。それから地盤が軟弱である。これ建設関係のほうも、あそこは地盤が軟弱であるという話は聞きました。それから、形はちょっと格好悪い、醜悪だと。それと融雪工事が雪が降った場合、あそこはスリップするということであまりいいことはないんで、今からでも何か

引き返す方法はないでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 今、議案についてやっていますので。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 質疑はあなたの意見を聞くところではない。それで醜態、恥ずかしいと思わないですか、自分の町の事業を。それで、あなた一方通行が一番理想だと。それがいかに愚かな考えであったか、もう既に立証されています。温泉門の工事のために止めた瞬間、前口のセブンイレブンから渋滞を起こしている。つまり、右へ曲がる車が物すごい多いということが分かったんです。そして、一時停止はあったんですけども、今度は湯畑方面から上がってくる車はほとんど一時停止した形の上でしますから、逆に帰る車がスムーズに行つたと。これで証明ができています。

その要するに一番の元は交通対策の安全と、そして百年先を見た私の理想である四百万人を入れ込むためにはインフラ整備をしなければ対応できないという思いで、要するに立体交差をしたと。そして、それがそのままでは草津の入り口にふさわしくない。だから、修景事業で温泉門をするんだと。さらに、そこに前町長が買っておいた山があったわけですけども、それを駐車場に今替え、百台近くのものをして部分的には融雪を入れると。

さらに、その仕組みをつくって一つの名物として湯畑があとまで拡大したという解釈で、その中央通りの活性化を図るということとで歩かせるということで、南本町の商店街の人たち、すごい期待しています。なかなか町が集まってくれと言つても集まらないんですけれども、大変多くの方が集まってくれました。みんな期待しているという雰囲気になりましたので、だから、どうしても止めたければ、あなたが町長になればいいって話に、それしかない。私の政策に対して気に入らないのは十分分かっていられるけれども、この質疑がどういうものかとやって醜態をさらすというような文言を使って温泉門をやゆる、立体交差をやゆる。ここはそういう場所ではないと忠告しておきたいと思えます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

九番、中澤議員。

○九番（中澤広夫君） すみません。ちょっと傍聴もしていなかったので申し訳ないですけども、四ページの財産運用収入、財産貸付収入が二百五十九万五千円のマイナスになっていますけれども、これの要因をちょっとお教えていただければと思います。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、中澤広夫議員の質問にお答えさせていただきます。

土地使用料収入の二百五十九万五千円の減額についてですが、西の河原の駐車場の土地を町で購入したことにより、一般会計予算に計上していた草津観光公社からの賃借料を千客万来事業会計へ所管替えしたものによる減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 補足しますけれども、今まで竹中工務店のTAKプロパティというんですが、そこが所有していたということで、大塚スポーツの前の森も売却の対象になっていたということで、前にも言いましたように、その木を全部切ってしまうという情報をつかんだものですから止めなければということでも買いました。そして、事務方のほうから上がってきた情報では、駐車場も今後売却する意向はあるという話を聞きまして、これもどこか外資大手が出てくればホテル用地としては物すごくいい場所である。湯畑に近いし西の河原に近い。そういう意味もあって、またそこを借りている人たちのなくなれば困るという思いもあって、皆さんに買ったほうがいいんですかと言ったら、ほぼ全員が買えということで買い上げたということでもあります。ですから、町が今度所有者になりましたので、運営は観光公社に委ねておりますけれども、観光公社に指示してあるものは、なるだけ一旦、駐車場の中の整理をしろと。どういう意味かというと、月極で決めている

人が表側にもいるんですけれども、話合いをしながら後ろのほうへ行ってもらって、移動してもらって、入り口のほうに日帰り温泉客の人たちが十分止められるスペースを確保しなさいという指示をしています。そして、月極のものを何かよく分らないようなものがあるんですけれども、契約をし直しなさいと指示をしています。当然、町有財産になり、観光公社も町の第三セクターですから、そういう意味できちんきちんと整理をしていきなさいというふうに常務、前社長ですけれども、指示をして今後はいろいろ進んでいくと思います。

そして、話は飛ぶんですけれども、群大跡地も整備ができたので、あそこに線を引いて、その上で貸してくれと、一括でも借りたという人がいるので、その辺を調整しながらまた考えていきたいと思っておりますので、駐車場についてはそういう考え方を持っています。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○九番（中澤広夫君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。質疑がないようでございますので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思います。ですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第十六号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第十六号について原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十七号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十七号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

湯本議員。

○八番（湯本晃久君） すみません。急で申し訳ないんですけども。

四ページ、諸支出金ですけれども、保険税過誤納還付金が八十五万円の増額補正ということで、過誤納の場合は結局ご本人が請求書が来て払っちゃったけれども、実は天引きになっていたとか、そういういろいろな要素があると思うんですけども、過誤納が多く発生する要素というのはどういったことでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、湯本議員の質問にお答えいたします。

今回計上させていただいた過誤納金になりますが、原因でございますが、歳出還付金といまして過去に遡って国保喪失、社会保険加入の手続が行われたことによって増額計上となっております。三十三件、八十五万円でございます。令和二年四月一日社会保険加入、届出が遅れたことによるというものになりますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思います。異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十七号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十七号について原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十八号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十八号につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十八号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十八号につきまして原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十九号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十九号につきまして質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十九号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十九号につきまして原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十号につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第二十号について原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十一号につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十一号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第二十一号について原案のとおり可決決定いたしました。

ここで一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時五十五分

再 開 午後一時

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎請願及び陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、請願及び陳情書にかかる委員長報告をお願いします。

初めに、陳情十一　石古根地区国道の道路改良に関する陳情書について。

担当の民教土木常任委員長、お願いします。

〔民教土木常任委員長　金丸勝利君　登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君）　民教土木常任委員会、陳情・請願にかかる委員長報告をさせていただきます。

陳情十一　石古根地区国道道路改良に関する陳情について。

本陳情につきましては、国道二九二号、石古根地区、緩やかなカーブにおいて季節を問わず事故が多く、事故処理の際、渋滞時には観光客はもとより前口、長野原方面からの通勤者、また定期バスの運行にも支障が出ることもあり、事故の原因がカーブと窪（くぼ）が複合する道路線形にあると推察し、道路改良の調査も含め、関係機関に働きかけ、事故のない道路にしてほしいとの旨の陳情であります。

町当局からは、前年度と今年度の交通事故発生状況について説明があり、事故件数を踏まえ道路管理者である中之条土木事務所へ協議する旨の報告がありました。

慎重審議の結果、各委員の意見として採択となりました。

当委員会といたしましたは、採択といたしました。

以上、陳情に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君）　お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続いて、請願三 地方自治法第百十七条の除斥（退席）該当は「議事」においてであって、「一般質問」には全く該当しないことを確認し、草津町議会も法律が通用するところであることを証明するよう求める請願についてであります。

担当の議会運営委員長、報告を願います。

〔議会運営委員長 中澤広夫君 登壇〕

○議会運営委員長（中澤広夫君） 議会運営委員会からご報告をいたします。

請願三 地方自治法第百十七条の除斥（退席）該当は「議事」においてであって、「一般質問」には全く該当しないことを確認し、草津町議会も法律が通用するところであることを証明するよう求める請願について。

本請願は、地方自治法は百十七条の除斥について規定しているが、黒岩卓前議長と黒岩信忠町長は、議院の職務、責務である一般質問を封じようとした。草津町においても、議会は法律が通用するところであることを証明したいとする請願であります。

議員からは、前議長が六月定例議会の際に、係争中の案件であり除斥の対象になるので、一般質問にはなじまないと中澤康治議員に勧告したが、それを聞かずに一般質問を続けた。係争中の当事者がこれに関する内容の一般質問を出すということはできないのではないか。また、草津町議会も法律が通用するところであることを証明すべきとあるが、その文言自体が何を求めているか分からないなどの意見が出されました。

また、議長からの議事に対する質問があり、事務局から地方議会事務提要に議員の信条に関する事項が含まれている場合、一般質問も議会の議事の範疇に入るとの記載があると説明がありました。

これらを踏まえまして、慎重審議の結果、不採択五名となり、当委員会としては、不採択といたしました。

以上、陳情・請願に係る議会運営委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本請願書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、請願四 旧泉南荘跡地の六階建て建築計画に対し反対を求める請願書について。
担当の総務観光常任委員長、報告をお願いします。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 請願四 旧泉南荘跡地の六階建て建築計画に対し反対を求める請願書について、当委員会にて審議を行いました。

本請願は、事業者が計画する旧泉南荘跡地に六階建ての建築物が景観まちづくりの協定に反するため、景観街なみガイドライン、またそれに基づく景観まちづくり協定遵守の指導を行政に強く求めることと、大規模行為の届出の審査において景観審議会の意見聴取を強く要望するものであるというものであります。

審議に先立ち、当局から景観法や景観まちづくり条例に沿った事業に関する届出の流れや、景観条例施行規則、草津町景観計画、土地開発指導要綱の内容について資料を用いた上での説明がありました。

町長からは、この請願における要望内容は行政の権限の範疇にまで入り込む請願であり、町としては行政としての指導等は何ら履行できないとの説明がありました。

また、景観まちづくりガイドラインは、行政による規制の枠をはめて強制的に促せるものではなく、住民間で決めた道徳的なルールであり、仮にこれを守らない事業者がいても法的に行政が開発を阻止するすべはなく、行政が条例等に明確な基準を入れた場合、個人の財産までも制約してしまうおそれがあるとの見解が説明されました。

本請願の各紹介議員からも補足説明がなされ、各委員からは、町が街なみガイドラインの遵守を指導できないのならば、それを記載した冊子は意味をなさないのではないか。大規模建築物の追加基準に該当するのではないか。同意書の取得時に説明が不明瞭であったのではないか。ガイドラインは住民が決めたこととは言いが、議員は住民の代表であることから町が何もしていないと思われることは避けたほうがよいなど様々な意見が出されました。

当局からは、法令やガイドライン等の解釈の見解の相違があるとの指摘がありました。各委員からは、今回のこの請願が今後の町づくりの推進に当たっての前例になることが懸念されることなどから、行政に双方の間に入ってほしい等の要望も出されました。

慎重審議の結果、採択一人、不採択一人、継続審査二人となり、当委員会としては、継続審査といたしました。以上、請願に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君）　ただいま請願四について、担当の総務観光常任委員会委員長から報告がありました。

ただいまの報告によりますと、委員会において継続審査二、採択一、不採択一名ということになっております。しかしながら、継続審査という報告でございますが、大変この問題につきましては大きな問題であり、町民の関心事でもあると思います。そしてまた、請願された人たちに対しても、継続審査とすることは大変先送りになり、その間に事実関係が進んでしまうというようなことも考えられます。

議会といたしましては、意思決定機関として望ましいことではありませんので、本議会において直ちに審議したいと思えます。

お諮りします。請願四　旧泉南荘跡地の六階建て建築計画に対し反対を求める請願書について、直ちに審議することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（宮崎謹一君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに審議することに決定いたしました。
町長、どうぞ、登壇してください。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君）　ここで採決をするということでございますので、それに先立ち、私の考え方を議会に述べておきたいと思えます。

もし、これを採択するとなった場合には、行政の長として拒否権を発動します。再議に付するという考え方です。再議には二つあります。一般的な再議、例えば、議会が誰かの辞職決議案を決議した。そしたら、町長はそれに対して再議の申立てができるルールです、これが再議というものでございます。これは、町長は任意というものであります。そして、今回の問題は特別的再議請求権、特別拒否権、議会の決議や選挙がその権限を超え、または法令・会議規則に反すると認めるときは、長は理由を付して再議または再選挙をしなければならない。そして、この場合は町長の義務とされます。こういうまずルールがあるということで、私としては、もし採択したら拒否権を発動いたします。そうするとルール上は、今度はそれを通そうとするときは、三分の二以上の賛成多数でなければ、そのあれは否決をされます。これが再議です。そして、さらに三分の二の議員が賛成した場合には、それは有効として今回の請願は、それは採択となるということでございますが、行政としてどうしても譲れないのが法令、手続、規則等に合っていない。このために再議をせざるを得ないということを申し上げておきます。

議会は、行政に対して法律、条例、規則を曲げ、感情論を優先させろと言っているのと同じです。行政手続法という法律があります。当然、皆さんが反目する相手方にも弁護士がついているようでありますけれども、もしガイドラインの二階、三階を採用して審議会にかけたとするなら、不利益を被ったということで恐らく行政手続を踏まれると思います。その場合、行政は返答するべきがない。それによって、相手が不利益を被ったと言われれば、行政もどうしてみようもない。このようになるわけであります。

この条例、景観計画ガイドラインというものは、サインをなされている人もメンバーになっておりますけれども、草津町景観審議会の審議を経て施行されているわけでありまして、今申し上げましたように、議員の中に景観審のメンバーがいたはずであるし、現在も委員であるというふうに思います。

ルールについて審議会で合意に至った基準を基に行政はそれを預かり、行政手続を進めていくことであります。ガイドラインに二階、または三階を基本とする。やむを得ず四階とする場合には、四階の壁面を後退させ、通りから見えなくする。これを主張しているんでしょうけれども。では、なぜ審議会のメンバーがこの階数を景観計画に入れろと言わなかったのか。正直、私、一回たりとも景観審に説明に来いとも言われなかったし、出来上がったものを預かっただけです。ですから、このメンバーがつくったルールです。それをなぜしなかったのか、このように思います。

そして、もめているのが大規模建築物の追加基準、条件、高さ十五メートル、地上五階以上、床延べ面積が一千平米、敷地面積が一千平米とされて、この五階を超える六階だから景観審にかけるんだという主張があるようですけれども、大きな間違いです。これは大規模はこういうものですよという基準を示しただけであって、一階でも平米数が一千平米を超えれば大規模になるんです。ただその基準を示して、その場合、湯畑から見た景色が阻害されないようにしてくださいというものが書かれているわけであります。

そして、重点区域共通の基準として高さ六階を原則とすると。つまり、町長が景観審議会にかけられる高さは七階以上となるわけであります。その前に六階と五階の考え方のそこが出ていますけれども、これ大きな間違いです。法律は恣意的理論で読むものではない。じゃ六階と書いたものが何の意味をなすか。五階が優先されるなら六階を書く必要がない。法律の書き方はそういうものである。だから、大規模の基準がこうですよと書かれているだけであって、その場合には湯畑から見た景色が害されないようにしてくださいということが皆さんにお配りした中には書かれているでしょう。

これを決めるのに、繰り返しします。私は景観審に一度も呼ばれて、呼ばれたら、私が諮問するんだからいいんですけれども。意見を述べたこともなければ何もない。それは景観審の皆さんがこれを決めていったんです。そのときに、このルール

を決めて、そのルールに基づいて行政執行しているわけです。ただ法律の解釈が違うと言っているんでしょけれども。それは恣意的理論で読むものではない、法律は。このように思います。ですから、私、地方公共団体の行政官としては、何度も言っていますけれども、法律、条例を基に判断するしかない。このように思います。

そして、市川議員のほうから私のところに請願書が出ました。そもそも論で町長に請願という行為はルール上ないんです。だから、ないものを出すのはおかしいからお返ししますと。もらっておいてもいいんですけれども、受け付けて町が持っているとか開条例の対象になりますから、出せと言われたときは拒否ができない。だから、引き上げたほうがいいですよと言ったわけですが、市川議員に。そして、こういうふうにもアドバイスしました。具体的なことは書かないでくれと。何とかこういうものが住民間でもめているので、町長、その間に入ってと言うんならば、それは十分もう入ってきていますけれども、それはしたいと。だけど、具体的に五階、この請願のルールのポイントですか、ガイドラインを遵守しろと。それから、事業者に対して協定を守れ。景観計画六階まで大丈夫ということになれば何の景観条例。そうではない。六階まで今の条例は許されているんです。それを議会が強引に法律、条例、規則を曲げ、感情を優先しろと言っている、それと等しいことではありません。何度も言いました。たとえ知事に言われても、私はそれは従わない。行政の根本である法律である行政が、感情で走ったらもう行政の体裁をなさない。うちの職員がもう仕事をやる気をうせてしまう、全て政治判断かということ。そうなるってしまうのを避けるためには、何度も委員会にも言いました。市川議員のうちにも世話になっている。ですから、行政官としては譲れない。ただし、政治家の端くれとしては何とかしたい。間に入って具体的な階数まで両方に言ったんですけれども、両方とも、まあ、相手方は考えてみるという回答ですけれども、それも今うまくいっていないということでもあります。

ですから、ガイドラインはもう一つの役目があるんです。街なみ環境整備事業、国が三分の一、町が三分の一、そして個人が三分の一、これがおおむね百件近く使われたと、そのくらい、これが町に発展したと。これ黒岩裕喜男さんに大変心から感謝しています。こういうルールつくってもらったことに、中心になって。ある意味では、私の湯畑に持っているテナン

トが全くそれにピッタリ一致するんです、二階で木造で本物の壁使え、全部、私のテナントは二十八年前ですけれども。この景観計画がそれにピッタリ合っている、そんなほらも吹いたことないけれども。

そういう中で、この景観計画のガイドラインの基本は、その町環の補助対象になる仕組みづくりの一つの役目を担っている。ある区の区長さんが、この審議会に対して、景観審のあれに対して自分は賛成しないということでした。しかし、自分の家を改装するときに、申請したら協定者に判を押していないから受けられませんという行政はお返ししたんですけれども。そして、そこで加入したという、そういう意味のガイドラインなんです。

何度も言います。違っているなら行政手続踏んでもらって結構ですけれども、あくまでもポイントは景観審議会にかける階層は七階以上でなければかけられない。景観計画の六階が、それが優先するということです。それを二階、三階ですべきだと。それはそれぞれの考えで。だから、ルールつくるときに加入している皆さん、何で言わなかった。ただの一回も私は聞いていない。仕上がったときに中西さんから、町長、階層は六階までとなりましたと聞いたときに、中西さん、あれですか、六階というと九階も、またそれ以上のものがあるけれども、その人たちの立場、どうなるんですかと言ったら、中西さんも分かっている、法律ではありません。法律でくりつけることはできない。法律は建築基準法を適用すると書かれているんです、その中に。だから、階層の制限はない。だから、六階で守らなかったとしても、それはもうしょうがないんだと。指導した人がそういうふうと言っているわけです。それをガイドラインの二階、三階を主張するんだら、私、それウエルカムですよ、本当に。私も二階、三階ですから。それを主張するならば大賛成。しかし、決められた景観計画では六階と決められている。それを預けられて、預けられてというのは語弊がありますけれども。町長が諮問したんですから、いいですけれども。その答申として返ってきたのが今言った、くどくど言った階数になるわけでございます。

ですから、五階と六階の基準がある、五階だから、五階と書かれているんだから、だから、景観審議会にかけるべきだという意見もありますけど、それは間違い。じゃ何で六階と書いたんだと。それ違うんですよ。だから、それはそのくくりとして大規模開発の基準を書いただけなんです。

そして、私が心配したのは請願者のそうそうたるメンバーがいました。それは正直言って、その方々にこの難しい理論が分かるはずがない。言葉は悪いですけども、素人だと思えます。しかし、議員の皆さんはプロとは言わないですけども、それはそこに参加をして自らが中に入って手がけたガイドラインで、条例であり、景観計画であり、ガイドラインである、その上級法に景観法があります。だから、私が委員会で申し上げましたように、こういう誤解のないようにするんなら、皆さんが望むなら、景観法の法律に基づいた三十条だったかな。それにしますか。そうすると、その感覚の相違はなくなる。そのかえし、高さ制限と低さ制限と両方出てくるようになるんです。例えば、二階以上四階までとか、それで決められれば間答無用です。それがいいとするんなら、担当にも指示してありますけれども、研究しろと、話をしておりますけれども、めちやくちやになると思います。私個人としては大賛成。請願の皆様が言っている二階、三階。

しかしながら、行政の行政官として、さあどうするんだと言ったとき、私の感覚で物事は進められない。全て法律、規則、これを基に手続を取っていかざるを得ない。その立場を理解してほしいと思います。それで、行政官としての立場も離れて、政治家の端くれですけども、私、黒岩信忠にでき得ることがあれば何でもしたい。だから、宮崎議員が、町長、間に入つて。だから、そういうふうにも最初からそういう内容であるならばいいんですけども、具体的にこれが可決されれば、議長からこうしろという命令が来るわけですね。だけでも、それは拒否するよ。それは分かるでしょう。自分が町長になったときの立場を考えてみてください。それこそ、これが通ったなら笑いものになると思います。それで、各開発業者、弁護士がいったいいます。これを見て一発で分かるでしょう。そうすると、もし皆さんの言う主張で手続を進めたら草津町太刀打ちできない。今全てもめれば弁護士が出てきますから。そういう意味で、この間も話した温泉条例も弁護士もよく研究しています。だからこそ何か問題が起きてからでは遅いということ、温泉委員会では研究をしていきたいという話をしたわけがありますけれども、幾ら説明しても理解してもらえない。言い方替えると理解しようとしていないというふうにも取れてしまう。皆さんもいろいろな規則、ルール勉強してきたでしょう。読んでみてください。解釈ができないということないです。それを全て黒岩信忠が悪いに振り替えようとする何か政治的思惑まで感じてしまう。

結局、これを通して町長がやらないですよ、それはもう六階と決められているんだから六階しかない。そうすると、議会は議決をして、言ったんだけど町長が変な法律論をかざしてやろうとしない。もうそういう話になっていつて誰が悪者になるか、黒岩信忠が悪者になっていつちゃうんです。だから、さっきも言いましたように、特別決議事項、そしてこれも議会が、俺たちが正しいんだと言って三分の二の議決を取れば、そのときにはある意味では不信任、町長に対しての不信任と捉われかねない。そのルールはこれ以上申し上げませんが、そういう中で、これをもし今継続になってほつとしたんです。失礼、継続じゃない、採決するんです。

「「違うね、採決」と言う者あり」

○町長（黒岩信忠君） 採決しても、後から言ったのでは間に合わないので、私の決意は再議を、拒否権を発動する。請願書もきちんと町長の拒否権があるんです。今言ったように議員の除斥まで、失礼、辞職勧告決議案の、それはおかしいと思つたら、町長はそれを再議にかけることができる。これは半分の決議です。ですけれども、今回の場合は、書かれているように特別的再請求権、特別拒否権、これは議会の決議や選挙、これは選挙というのは紛らわしいから除きますけれども。決議がその権限を超え、または法令、会議規則に違反すると認められたときは、町長は理由を付して再議をしなければならぬ。これは任意じゃなくて、義務としてやれと。そして、もっと強烈なのが、例えば、災害対策の予算を町長が乗せた。そして、それから伝染病予防の予算を切つたと、議会が。時には、これも再議にかけなさいと、必ずかけろということになりますから、それでも議会が押し通せば、これはもう完全なる町長の不信任案、町長が辞めるか、町長が議会を解散するか、二者択一、どっちかになるということです。

今回のケースが、仮にしたとしても、解散権の発動になるかどうかは研究してみなきゃ分からないですけれども、私はそういうことも、そんなくないとかそんなことはしたくない。ただ皆さん理解してほしい。法律法規をきちんと守つてほしい。その上で行政にああしろこうしろはいい。それと行政官を離れて政治家黒岩信忠にこうしろああしろは、いくらもやる。もうやってきた。だけど、うまくいかない。その辺をご理解をしていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 十一番、宮崎議員。

○十一番（宮崎公雄君） 十一番、宮崎です。

ただいま町長のほうから再議という、要するに拒否権ということで発動するということなんですけれども、突然に言われてこちらでも対応はできません。取りあえず、ここで一旦休憩を取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 今、十一番、宮崎議員より休憩を取ってほしいという提案がありました。ほかに何か休憩を取る前に意見ある方ありましたら、ないですか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、大変重要な案件でございます。町長の重大な決意もお聞きしましたので、ここで一旦休憩を取りたいと思います。

三十分ぐらいでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、二時まで休憩いたします。

休 憩 午後一時三十三分

再 開 午後一時五十九分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

先ほどここで直ちに審議することに決定しておりますので、請願四についてはここで採決を行います。

この採決は起立により行います。

有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 採決の前にちよっとお聞きしたいことあるんですけれども、委員会も傍聴していて思ったことがずつ

と一点あるんですけど、紹介議員代表の市川議員はこの採決に対し参加できないのではないかという疑問があります。というのも、この地方議員必携、皆さんお持ちだと思っただけなんですけれども、この百五十八ページ、除外というところに審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができないとする制度ということがうたわれています。委員会で傍聴だったのでちよつと発言することができなかったんですけど、これに当たると自分は思っただけなんですけれども、議長の見解はいかがでしょうか。

○八番（湯本晃久君） 議長、今の有坂議員の発言は動議でしょうか。動議であれば、その先の展開というのはあると思いますけれども。

○議長（宮崎謹一君） 動議であるか、今単なる意見であるかどうかという話であります。動議には一人以上の賛同者が必要になります。

○二番（有坂太宏君） 質問だったんですけども、動議かどうかであるのであれば、動議として提出します。

○議長（宮崎謹一君） じゃ、一人以上の賛成の方がいないと動議は成立しません。

動議について一人の方がいませんね。そうすると、動議は成立いたしません。

議長としてどうかということなんです、大変この問題はその地域の問題と、そこで商売やられている方というふうに見えるという問題があるかと思いますが、この事情でありますので、議会をスムーズに進めるためには、私としては退席は不適當だというふうに思います。よろしく願います。

よろしいですか。

ただいまの有坂議員のは動議として成立しませんでした。ただ、意見として伺いしておきます。お諮りします。請願四については、採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立同数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立五であります。

そうしますと、可否同数ということになります。可否同数の場合は、議長としてどちらかにということですが、議長といたしましては、この問題につきましては不採択というふうに決定をしたいと思っております。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、請願四については不採択と決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動であります。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願い申し上げます。

お諮りします。議会議規則第二百二十六条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することと決定いたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、付託議案外にかかる委員長報告をお願いします。

委員長報告のない委員長は「なし」とその場で答えてください。

初めに、議会運営委員長。

○議会運営委員長（中澤広夫君） なし。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務観光常任委員長。

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） なし。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 民教土木常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

（一）秋の道路愛護デーについて。

恒例の秋の道路愛護デーにつきまして、十一月十日木曜日に実施の予定で、翌十一日金曜日を予備日としたい旨の報告がありましたので、議員並びに町民の皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（二）その他。

委員から、福祉バスの停留所と停留所の間隔の広いところで、特に町エリアから離れたところに高齢者が休憩するベンチ設置の要望があり、町長から、設置について設置可能箇所の調査をし、設置をしていくとの回答がなされました。以上、付託議案外に係る民教土木常任委員会委員長報告を終了いたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎公雄君） それでは、温泉温水対策特別委員会から付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

一つとしまして、草津町温泉使用条例についてであります。

現時点で条例にそぐわない面もあり、今後、改善、検討してもらいたい旨の説明がありました。

委員会としまして、検討していく中で協議に入れてもらうよう申入れをいたしました。

二番、草津町草津町議会行政視察研修についてでございます。

当初、九月末に計画しておりました研修について、全国的にまだ、また群馬県においてもコロナ感染者の増加により今回は延期とさせていただきます。

温泉温水対策特別委員会としましても、今後も状況を見据えながら視察計画を計画していきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、災害・経済対策特別委員会の委員長報告をお願いします。

〔災害・経済対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○災害・経済対策特別委員長（宮崎公雄君） 災害・経済対策特別委員会から付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

（一）草津白根山の状況について。

現在の草津白根山の火山活動状況について、資料に基づき当局より説明がありました。気象庁の直近の公表資料によると、湯釜付近の火山活動は静穏時の状況に戻る傾向にあるが、湯釜付近の熱水活動は引き続き高まっていると考えられ、警戒は引き続き必要であるという説明を受けました。また、当局から噴火警戒レベルの引上げ基準の見直しについて、気象庁に出向いて協議を行った旨の報告があり、また、無料開放している駐車場の利用実績などの説明もありました。

各委員からは、規制がかかる前の白根山付近の入り込み数と比較に関する質問や、観光バスの通行状況などについて質問がありました。当局からは、気象庁をはじめ町の火山防災アドバイザー等との連携を今後も進め、白根山における安全対策を進め、対策経費とのバランスについても検討していきたいとの説明がありました。

（二）経済対策についてであります。

経済対策として実施している草津町まち歩き共通クーポン券事業の状況について、資料に基づき、当局から説明がありました。

委員からは、対象が近隣県十県に拡大していることによる効果や利用実績に関わる人数の状況などについて質問がありました。当局からは、経済活性化のために草津町内で消費されるクーポン事業を含め、経済対策について積極的に実施していきたいとの説明がありました。

(三) 議会における災害時対応についてであります。

先般、新聞報道された災害時における議会の役割や議員の行動を定める災害対応指針や初動マニュアルについて、当議会においてもこれらの業務継続計画が未策定の状況にあることと、この点について、委員から意見が出され、協議を行いました。その結果、これまでも有事の際には議員は活動してきているが、災害地における議員の初動は町民に正しい情報を伝えていくためにも重要な役割になるとの意見でまとまり、今後要綱を策定していく方向で意見がまとまりました。

以上、付託議案外に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議会改革特別委員長、報告願います。

〔議会改革特別委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） 議会改革特別委員会、付託議案外にかかる委員長報告を行います。

令和四年九月五日、草津町役場第一委員会室におきまして、委員十名全員、そして議長出席の下で委員会を開催いたしました。

第一の議案、中学生議会についてにつきましては、富澤教育長にもご出席をいただきました。

一、中学生議会について。

継続して審議してまいりました中学生議会の開催に向けて、形式、内容などについて検討を行いました。日程については、当初十二月十三日で決定しておりましたが、中学校の都合により翌十二月十四日に変更し行うことで決定いたしました。

形式、内容については、委員から生徒全員に質問をさせるには時間が足りない。グループに分けて行ったらどうか。議場の配置はどうするのか等の意見が出され、今後、中学校と協議することで意見がまとまりました。

二、会議録のホームページ掲載について。

昨年十二月定例会において開催された議会改革特別委員会で、本年三月定例会会議録分から掲載することで決定され、本年六月より掲載を開始いたしました。

事務局から、現在の運営状況について説明があり、委員からは、利用方法や今後の運用方法などについて話がありました。また、事務局に対し、議事録についてはできる限り、定例議会の次の定例議会までには掲載していただくよう要望いたしました。

三、議員報酬の件について。

前回の全員協議会において協議がなされた議員報酬については、来年の改選後にメンバーが新しくなってから決めるという話があったが、議員になってから給料を上げろというのは変ではないかとの意見がありました。この件に関しては、議会改革特別委員会が設置された際の発議でも、議員報酬というのが調査事項の一つとして掲げられていました。ただ当局の予算編成にも影響してくる話でもあり、当日即座に資料等を準備することが難しい状況であったため、次回の十二月定例会の当委員会にて検討を進めていく方向で話がまとまりました。

以上で付託議案外に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外に係る委員長報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、一般質問を行います。

◇ 安井尚弘 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、四番、安井尚弘議員。

〔四番 安井尚弘君 登壇〕

○四番（安井尚弘君） 四番、安井尚弘です。一般質問を二点ほどさせていただきたいと思っています。

最初に、ウクライナ支援に関しまして、現在、ロシアのウクライナ侵攻は長期戦の様相になりつつあります。日本は世界で唯一の被爆国であり、力による侵攻を阻止するため、平和を願う各国と共に精いっぱいの人道支援をしております。草津温泉も小さな町としては最大の支援を行っております。幸いにして、草津温泉はふるさと納税が寄附金を含め予想を上回る人気でございます。令和三年から現在、約七億六千万円のふるさと納税事業費が計上されております。そのうちの五％を支援に充てています。大変素晴らしいことだと思いますが、長期戦になった場合、町民はコロナプラス物価高騰で苦しい生活が余儀なくされます。今後、ふるさと納税の人气が維持されて、ウクライナの人道支援が行っていけるのか。また、ウクライナの人道支援の下にどのような経路で支援が届いているのか分からないので教えていただきたいと思っています。

次に、巨大ブランコの現況についてお聞きしたいと思います。

草津温泉も、新型コロナウイルス感染症発生により団体客、特にJ・A年金友の会、老人会、後援会と全く来なくなり、今では客層もがらりと変わり、若いファミリーやカップルがほとんどです。この傾向に対処して近代温泉地として話題性を提供し、お客様のニーズに合わせ、プレイゾーンの充実を図らなければなりません。

そこで、巨大ブランコをバンジップと同じ場所に、高いところに設置しましたが、現況の利用状態はいかがでしょうか。また、両方を利用する方がいればセットの共通券も販売したらいかがでしょうか。

以上、二点をお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安井議員の一般質問にお答えいたします。

一番のウクライナ支援についてであります。ウクライナへの人道支援がどのような経緯で行われているか。また、今後

も行つていけるかとの質問であります。

草津町としてのウクライナ支援に関しましては、令和四年三月定例議会において、草津町議会が発議第三号によって「ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する決議」に関して、事態の早期解決に向け、国際社会における積極的な対応を求めることを決議されました。

草津町としても、この決議書に書かれている要旨と同様、「草津町は観光に生活の糧を求める町であり、観光は平和の中でこそ成立する平和産業である」という考え方から、世界平和とウクライナへの平和を願い、ふるさと納税としてご寄附をいただいている五％分を人道支援と復興支援のために寄附することとしております。

どのような経路で支援金が届けられているかとの質問に関しては、令和四年四月の臨時議会において報告しましたように、人道支援を主たる目的としていることから、日本赤十字社が開設するウクライナ人道危機救援金として送金しております。この寄附の使途に関しては、日本赤十字社がホームページ上で公表していますが、国際赤十字を通じて、食料、水、医療、避難所や生計支援等に使われております。また、受付期間についても、日本赤十字社とウクライナ赤十字社との二か国の直接支援が本格化し、人々に寄り添う活動を強化していくとして、令和五年の三月までの寄附を延長するとの発表が日本赤十字社よりなされました。

草津町の寄附については、令和四年度の一年間を目安としており、草津町役場の公式ホームページ上で毎月公表しておりますが、現時点ではふるさと納税の寄附額が八月時点において一億二千九百七十一万四千円であったため、この五％分として六百四十八万五千円を日本赤十字社に送金をさせていただいております。

町民生活が物価高騰で苦しい中、この寄附が続けられるかという質問でありますけれども、草津町のウクライナへの寄附に関しては、ふるさと納税を活用しておりますので、一般会計等の財源を一切充てておりません。

また、昨年度のふるさと納税の総額七億六千万円の実績を維持するためには、今年度八億五千六百万円の寄附を受けることが必要になると試算しております。これは一〇六％という、その損益分岐点という言い方おかしいんですけれども、そう

なりますけれども、今現在で一一五％の率で推移しておりますから何とか去年を上回ってくれると思っておる次第でございます。

ですから、会計として入れますけれども、基本的には納税者からいただいたふるさと納税の五％ですから、町民の税金から拠出するというルールじゃないことはご理解をさせていただきたいと思えます。

安井議員が質問の中で触れていますように、物価高騰等の影響により町民生活の支援対策や、コロナ禍の影響による経済対策につきましては、町としてはできる限りの手だてを講じており、今後も実施していきたいと思っております。

安井議員が提案した独り暮らしの弁当配食、これも大変評判がよく、年を重ねた方から何人もお礼を言われました。一年間を目的としておりますけれども、何とか続けていきたい。それと一〇〇％のプレミアム商品券を販売して一万円出せば二万円分がいただける、これも大変好評でもう受付は終了しましたけれども、これからガソリンや灯油が高騰していると思いますけれども、それが半分で買えるというのは大変大きなメリットだと思います。ほかでこのような手だてやっているかつて、ほかの町村では聞いたことはありません。皆さんから言われたことを私は政策として、それを中に取り入れているということもご理解いただきたいと思えます。

二点目の巨大ブランコ（スカイスウィング）ということでもありますけれども、七月十六日に営業を開始して以来、順調に伸びていると判断しております。

安井議員の質問にあるとおり、温泉街での客層は圧倒的に若者のカップルや少数グループが目立っており、草津温泉スキー場の夏営業の客層としては、バスなどで来場する団体客はいないものの、ファミリーを中心に、若者から高齢者まで多くのお客でにぎわっている状況であります。

その中で、新設をしたこの巨大ブランコは、人気のジップラインと隣接させ設置したことで、山頂からの美しい景色の見応えもあり、また誰もが安心して乗車できる乗り物であることから、高齢者の方から小さいお子様まで、幅広く利用いただいております。

指定管理先の草津観光公社においても、運営面において工夫を凝らし、私のほうから指示したんですが、ジップラインと巨大ブランコを合わせて、ジップラインを買ったお客様は百円引きでブランコに乗るという、そういう運用ですけれども、これも続けております。延べ人数でブランコは二千四百七十五人ということで、売上げは単独で五百円で計算していますけれども、それでリフトはリフトで計算します。ジップラインはリフト込みで二千円ということで、会計上の問題が出てくるんですけれども、金額にするとそれほどじゃないんです。百三十五万五千円ということですが、これに乗るためにはやはりリフト乗っているんです。リフトは別会計でしているということも考えて理解してほしいと思います。

町長として、平日、月曜日から金曜日まではこっちにいないと忙しくて回れないので、私、土日に時間があるといつも行って見ていますけれども、混んでいるときは朝の九時に行って受付全部終了しちゃうんです。全部バツになっている。もう満員御礼じゃないんですけれども。ただやり方に少し問題があるかなと。それなので、来シーズン、今年もまだ少し残っていますけれども、そのオペレーションでももう少しこの利用方法を上げていくことができるかと思っています。

そして、ジップラインとブランコ、私が一番狙ったのは売店や食堂等を合わせて売上げを伸ばすと。目標として一億円を達したいと。私が議員の時代にはリフトが動いていなかったですけれども、その売上げが、聞くところによると夏季シーズン、天狗山の売上げが二千万前後であったと。それが今、八千万ぐらいまでいくだろうと。そして、さらに私が判断しているゴンドラのかけ替え、パルスゴンドラをかけることによってさらに伸びていくと。残念なことに今の若者っていうのは雨を気にしないんですね。雨が降っていてもジップラインに平気で乗っていくんです。ただし、上がるときに雨が降っていると体がぬれてしまうということで、結果的にリフトですと上へ上がらないと。そういうことが分かってきましたので、そういう意味でもパルスゴンドラの有効性というのは、これから期待したいと思っています。

そして、チラシも入ったと思うんですが、新しいいろいろなものができる、町としては公営企業法の問題にとり、町民の皆様に無料開放するというところでリフトとブランコセットで、今無料開放しているところですが、残念ながらことに天候が悪く思うようにいかないということでもあります。七月までは正直言って、コロナ前よりはるかに伸びたん

です、全体の売上げが。ただ八月になったら天候不順で大変厳しい状況になってしまったということですから、何とか今年度も令和元年度に追いつけるように頑張つて、夏季シーズンのことですけど、していきたいと思います。トータルとすれば、まあまあの数字に公社なっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

この夏季シーズンという狙いは、温泉街からわずか五分で到達できるという利便性のスキー場というのはそんなにないと思うんですね。それと国道がそばに通っている、ちよつと行つて乗れる。この利点を生かしたその天狗山エリアをとことん磨いていきたいと思つている次第でございます。業界からはマウンテンバイクとか自転車とかいろいろなものアイデアがありますけれども、可能なものは取り入れて、あそこをにぎやかなものにしていきたいと思ひます。

この間、話が飛ぶんですけども、丸沼高原に職員を連れていきました。驚くべきほど人がいる、すごいことになっています。あそこは冬より夏のほうがお客様が多いのかなという風に思ひますけれども、可能な限り、これからもいろいろなにぎわつていふところや問題があるところを逆に見て、それを参考にしながら夏季シーズンの売上げを伸ばし、一年間通して何とか黒字にして、コロナがなければこれでいったんですけれども、あれでもうめちやくちやになつてしまった。トータルで二ヶ年で六億の営業赤字をつくつてしまった。その処理に今非常に苦しんでいるところでありまして、必ず私が二年間の内の、社長という限定でありますけれども、黒字化させます。それで、累積赤字がなるだけ少なくて、新しい社長を選任してバトンタッチをしていきたいと思ひます。どうぞご理解申し上げます。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問。

二番、有坂太宏議員。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂太宏です。一般質問させていただきます。

今回は道路整備と融雪についてということでお聞きたいと思います。

町長の政策として、観光と福祉を掲げ日頃から取り組まれていることと思いますが、町の道路は町民の生活道路でもあり、観光客も利用するものでもあります。そこで、観光客も安全・安心に過ごせることが観光客を迎えることにも大事であると考えます。

そこで、今回三つほど質問させていただきます。

一つ、グリーンハイツ草津原周辺の道路について伺います。

現在、グリーンハイツ内の道路整備は、ラビスタ草津からロータリーまでの区間で路盤改良を含め行われておりますが、今後このメイン路線は季の庭付近まで行われると伺っています。ところが、グリーンハイツのロータリーから南側の道路はかなり傷みが激しく、住民の方より整備を求める声が多数寄せられています。一部道路は町道認定をされている区間があるようですが、残りの区間の道路に関してどこが管理しているのかが分からないと聞き、担当課に聞いたら、一応町が管理をしているという回答をいただいているという声も聞いています。どの課で管理をしていて道路整備を行う計画があるのかお聞かせください。

また、草津原に向かう道路ですが、二十数年前に先輩議員である篠原氏が町に要請をして舗装工事を実施したと伺っています。この道路も損傷が激しく、ところどころで陥没等が発生しています。草津原へ向かう途中にはログハウス、ホテルもあります。多数の観光客が通行します。この道路の整備もすべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

二点目、道路に穴が開き、その補修対応等について伺います。

町内の道路は経年劣化により、さきにも述べましたが、至るところで損傷が激しい部分があります。役場に連絡してもなかなか修理をしてくれない等の声を伺うことがあります。このような問合せに対し今までどのような対応してきたのかお聞きしたいと思います。

同じ箇所名の問合せがあったときにいつ頃工事ができるのか、予定で構わないのでアナウンスしていただければと思いま

すが、町長の考えをお聞かせください。

三点目、道路融雪について伺います。

ここに二シーズンにわたり群馬銀行前、ホテル櫻井までの上り区間において融雪が効かなく圧雪状態になり、観光客がスリップ事故を起こし渋滞が多発しているのを多く目にします。

通りがかりの町民、私も含めてですが、車を押したり、後続の車を誘導するなどの光景を目にしてきました。聞けば、この区間、昭和五十六年に布設されたそうですが、経年劣化によるもので融雪が効かないと私は推察をしていますが、現在、町内に布設されている融雪設備の点検、メンテナンスをどのように行っているのかお聞かせください。

草津町は観光で成り立っている町です。観光客が安全に過ごし、事故がなくお帰りいただけるようにすることが大切だと思います。

以上、三点よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問に答えます。

一点目のグリーンハイツと草津原へ向かう道路についてということですが、グリーンハイツ内のメイン道路については、令和四年度はロータリー周辺及びその先八十メートルを整備し、今後年次的に整備を進めてまいりますので、工事に関しては引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

前も議会で話したと思うんですが、今から五十年ほど前になろうと思いますが、あそこの別荘を分譲したときに滞納があったということで、当時の行政が道路敷を全て、つまり差押えというか、その登記をしてありました。そういうものは時効は成立しないんです。私がそれに目をつけてこれなら何とか行けるという頭があったもんですから、その中での敷地が三百人ぐらいいるんですかね。多くの人の共有財産であって、そこに道路敷が入っているということで大変難しい話だった

んですけども、何やってもトラブルが起きるということで思い切って判断したのが法律行為ですけどもね。その差押えに基づき、一般会計で公売に付して温泉会計で落とした。異例な手段を取ったんですけども、法律的に物すごい難しい道路、エリアでしたけれども、全てきれいに競売により解消して全ての道路の形しているところは町の敷地です。それ町道認定もしています。ですから、敷地だから何か不利益が被るかということではありません。あくまでも町が所有者ですから、今は。ですから、同じように今後も整備できればと思います。

私の考えはメイン道路をずっと季の庭の奥のほうまで整備していき、もう枝線もところどころ整備をして、ところによっては車がぶつついてしまうということで、たしか金丸議員から言われたんでしたかね、止まらないということで、車の衝突事故が起きるということはその部分だけ融雪も入れました。そういう形で、町長としては町民が困っているならば、本気で解決していくという考え方で仕事をしてまいりました。

余談なんですけれども、スパックスの坂も、あれ道路の形をした敷地があったということだけなんです。もう確認が取れない。そうするとどうするんだということで、周りの人たちから何とかしてくれということで、かなり法的に難しい部分があったんですけども、町道認定をしました。町が議会に提案して議決すれば終点、起点を示せば認定がされるという中で、今はきちんと建築確認も取れます。それと湯畑の草津館の周辺にも道路がなかったんです。道路ないんです。道路ではない。それを御座之湯とかああいいう整備すると同時に、道路をきちんと認定して周辺が建築確認が取れるように、そうならないと所有権者の財産権というのは本当に少ないものになってしまします。ですから、私の判断は町民が困っているならば手を出すと、しなければならぬという思いで、このグリーンハイツも整備してきました。

それから、草津原についても、傷んでいるところについては町道である以上は補修もかけていきたいと思いますが、やはり膨大なメーター数持っておりますので、それを年次計画でやる以外ないと、このように考えておりますけれども、思ったよりは早く物事は動いているような気がしますけれども、ご理解いただきたいと思っています。

二つ目は、道路の補修に対して今までどのような対応をしてきたかとの質問であります。道路の穴埋めなど急破修理に

つきましては、現在、土木課の職員一名で専任で対応しており、基本的には週に一度町道の見回りを行い、道路や側溝などの不具合箇所を確認した際は、随時舗装を行い、町民からの通報に対しても、直ちに現地を確認し、速やかな補修を心がけております。

また、日々の補修とは別に、年に二回大規模な道路補修作業を業者に委託しております。

しかし、昨シーズンの大雪の影響で今年度は道路の傷みが多いこともあり、補修箇所を把握してまとめて補修する必要もあるため、このときに役場に連絡してもなかなか穴を埋めないとの印象を与えているのかもしれませんが、町民からの問合せには可能な範囲で補修予定をお知らせできるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、問合せや要望とは別に、私道のお話をいただいておりますが、私道の補修は基本的には行いません。しかし、そこにいる町民が苦しんでいるならば、地主から文句が出なければ補修かけています。そこで生活を営んでいる人がいれば、ただ無断で人の土地に舗装かけると、それは怒られますので、地主に了解取れば、私道であっても結構あちらこちらを補修しております。そのようにご理解いただきたいと思います。

そして、融雪についてでありますけれども、融雪設備の点検、メンテナンスをどのように行っているかとの質問ですが、まず融雪シーズンに入る前に、通水及びエア抜き作業、各ポンプ室の試運転などを行い、シーズン中はほぼ毎日、運転状況を確認し、十日に一度は熱交換器の清掃を行っております。

また、降雪時には現地で融雪状況を確認し、溶けにくい箇所があればバルブ調整やエア抜きを行うなど、随時対応しております。

ご指摘の箇所は道路融雪の初期の施設であり、建設から四十年が経過して、現在の施設のように、細かな調整ができないため、溶けにくい箇所を局部的に調整することはできませんが、今シーズンも何とか知恵を絞りながら担当としてはやっていきたいと思しますので、ご理解していただきたいと思います。

四十年経過しますと、やはり永久にはというわけにはいかないので一回やり直すと。もう既にそういう時期に来ているか

もありません。なぜかというと、パイプの中にスケールがたまってくるわけです。特に、温泉使っているところとかそういうところは、いずれにしろスケールがたまってしまうので、永久にその性能が発揮できるということはないと思いますけれども。融雪工事は大変お金がかかります。かかりますけれども、財政の改革をしてみましたので、年次計画でどうしても駄目なところは、そういうものの部分的な取替えも考えていきたいと思っています次第でございます。

これは世界に誇れる融雪工事だと思っています。ほかではなかなか温泉熱で溶かすなんていうことは考えてもみないでしょうけれども。質問にないですけども、一万六千トンの融雪を含めて、温水を含めて草津町はCO₂の削減をしている町ということ、町長としては大変誇りに思っております。天然の恵みである温泉と、そのカロリーを使いながら、さらにいろいろと町民の要望になるだけ応えるようにしてまいりたいと思っています。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和四年第八回草津町議会定例会を閉会といたします。

大変ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後二時四十一分

署名
地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和四年 月 日

議長 宮崎 謹一

署名議員 安井 尚弘

署名議員 宮崎 公雄